

令和2年3月愛荘町議会定例会会議録

令和2年3月5日（木）午前9時00分開会

議 事 日 程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 同意第 1号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 同意第 2号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1号 愛荘町中小企業・小規模企業振興基本条例
- 日程第 8 議案第 2号 愛荘町森林環境譲与税基金条例
- 日程第 9 議案第 3号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 4号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 5号 愛荘町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 6号 愛荘町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 7号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 8号 愛荘町監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第 9号 愛荘町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第10号 愛荘町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第11号 愛荘町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第12号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第13号 愛荘町保育園条例の一部を改正する条例

- 日程第20 議案第14号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第15号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第16号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
- 日程第23 議案第17号 愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第24 議案第18号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第25 議案第19号 令和元年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第20号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第21号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第22号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第29 議案第23号 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第24号 令和2年度愛荘町一般会計予算
- 日程第31 議案第25号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
- 日程第32 議案第26号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第33 議案第27号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第34 議案第28号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
- 日程第35 議案第29号 令和2年度愛荘町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 伊谷正昭君

7番 高橋正夫君

9番 徳田文治君

11番 吉岡 忍ミ子君

13番 辰己 保君

8番 外川善正君

10番 河村善一君

12番 瀧 すみ江君

14番 竹中秀夫君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	石田政則君
教 育 長	徳田 寿君	会 計 室 長	中村治史君
教 育 次 長	青木清司君	企画担当政策監	藤塚雅徳君
総務担当政策監	上林市治君	福祉担当政策監	岡部得晴君
産業担当政策監	中村喜久夫君	まちづくり協働課長	西川 傳和君
経 営 戦 略 課 長	陌間秀介君	建設・下水道課長	水谷 徹也君
学校教育担当課長	田中幹雄君	農 林 商 工 課 長	北川三津夫君
くらし安全環境課長	羽田 順行君	住 民 課 長	廣瀬 猛君
生涯学習課長	本田康仁君	観光物産推進室長	小林充周君
福 祉 課 長	生駒秀嘉君	子ども支援課長	森 まゆみ君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳田 郁子 書 記 宮川佳衣奈

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（竹中秀夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、新型コロナウイルスを含む感染症予防対策として、議場のマスク着用を可能としておりますので、ご了承をいただきたいと思います。傍聴の皆様におかれましても、一般的な感染症対策として、傍聴席入口でのアルコール消毒、マスク着用をお願いするものです。また、感染症予防のためには、封鎖した空間、近距離での多くの人数の会話等には注意が必要であることから、議会での質問および答弁につきましても、簡潔に行われるようご理解、ご協力のほど、よろしくお願いをいたしたいと思います。座って失礼をいたします。

本日、北川教育振興課長より欠席届が出ておりますので、ご報告をいたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。よって、令和2年3月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（竹中秀夫君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（竹中秀夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（竹中秀夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により13番 辰己 保君、1番 澤田源宏君を指名します。

◎会期の決定

○議長（竹中秀夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの19日間に決定しました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（竹中秀夫君） 日程第3 町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） 皆様、おはようございます。本日から令和2年3月愛荘町議会定例会、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症にかかる状況について、少し述べさせていただきます。現在、国内においても新型コロナウイルス感染症の発症数が増す中、町においても「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、情報収集や関係機関との連携、また町職員一丸となって対策・対応に努めております。

感染症の拡大防止のためには、ここ1～2週間が山場であり、愛荘町も国の要請に基づき、町内小中学校を3月2日から3月24日まで臨時休校といたしました。加えて、町が開催するイベントの中止・延期の措置を同時に講ずるとともに、住民の皆様にもイベント等の開催の必要性について、改めて検討をお願いしております。

住民の皆様には、町ホームページや防災行政無線でも周知をさせていただいておりますが、引き続き咳エチケットや手洗いなどの感染症予防に努めていただくよう、お願いを申し上げます。皆で力を合わせ、この難局を乗り越えていきたいと存じます。

町を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症や自然災害・異常気象など、様々な事象の頻発に加え、少子高齢化の進展などに伴い大きく変化をしてきております。そのような中において、人とまちがともに輝く愛荘町の未来は、ただ漫然と待っているだけで訪れるものではありません。これまでの町の発展を支えてこられた諸先輩の方々と同様に、今、このまちに生きる私たち一人ひとりが自らの手で築き上げていかなければなりません。

そのためには、高齢者や中高年者をはじめあらゆる世代が、いつまでも健康で元気に、生きがいや居場所を持ってアクティブに活躍できる環境整備を進め、より多くの住民参加のもと、共に手を取り、考え、行動していかなければならないと考えております。

どのような困難な課題であっても決して先送りすることなく、長期間を見据え、各

地域の生活利便性や特色を維持・活用しつつ、効率的かつ持続可能な、いつまでも住み続けたい魅力あるまちづくりに向けて、前例踏襲することなく、攻めの町政を実現していくという思いを強くいたしております。

今般、議会に上程をいたしました令和2年度当初予算については、このような考えのもと編成を実施しました。

令和2年度の当初予算でございますが、2年目となる第2次愛荘町総合計画に掲げためざすまちの姿「愛着と誇り。人とまちが共に輝く みらい創生のまち。」の実現に向け、重点戦略である「ひとづくり」「しごとづくり」「まちづくり」プロジェクトの実施に必要な施策に対し、重点的に予算を配分しました。

具体的には、愛荘町に関係する誰もが生きがいを感じて、その能力を思う存分に発揮できるまちを構築するため、すべての子どもに良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援する施策を推進するとともに、健康寿命の延伸がそれぞれの人生にとっても町の活力にとっても重要であることを踏まえ、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。また、基礎的な読解力や学力を身につけ、子どもが自らの目標に向かって将来を切り拓いていける力を養うための学習環境の創出など、学力向上に向けた取り組みを行います。

I C T等多様な情報媒体を効果的に活用し、社会そして情報受診者との間に新たな取り組みを導入してまいります。また、安心・安全なまちづくりの実現に向け、住民の生命と財産を守るために、防災・減災対策を推進します。この際、地域生活において自治会組織の果たす大きな役割に鑑み、近隣住民が顔を合わせて言葉を交わせる地域の構築や活性化に向けた施策を推進します。

駅・観光交流拠点・地域交流拠点等を結ぶ地域を中心に、まちなかの賑わいを創出します。さらに、地域活力や住民の生活利便性を向上させるため、道路整備事業の実施および土地改良施設大規模改修計画の策定を行います。

持続可能なまちづくり、住民サービスの維持・向上および効果的・効率的な行政運営のため、行政機能の配置の最適化に関する具体的方策を取りまとめるとともに、財政健全化への取り組みも着実に進めます。

以上のことから、令和2年度においては、総合計画に掲げためざすまちの姿「愛着と誇り。人とまちが共に輝く みらい創生のまち。」の実現に向け、重点戦略である「ひとづくり」「しごとづくり」「まちづくり」プロジェクトの実施に必要な施策に対

し重点的に予算配分をし、令和2年度の一般会計予算は、95億8,000万円とし、特別会計と下水道事業会計とを合わせた総予算規模は149億7,166万8,000円といたしました。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

人事案件2件、条例案件15件、定住自立圏形成協定変更案件1件、指定管理者の指定案件1件、令和元年度補正予算案件6件、令和2年度度当初予算案件6件の、合わせて31案件をご提案させていただきました。

まず、人事案件2件です。同意第1号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。現委員の任期満了に伴い、新たに選任同意をお願いするものでございます。任期は、令和2年4月1日から4年間でございます。

同意第2号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。現委員の任期満了に伴い、新たに任命同意をお願いするものでございます。任期は、令和2年3月29日から4年間でございます。

次に、条例案件15件です。議案第1号 愛荘町中小企業・小規模企業振興基本条例について。町内の中止企業・小規模企業の成長ならびに持続的発展を図ることで、地域経済の活性化および住民生活の向上に努めることを目的に制定するものです。

議案第2号 愛荘町森林環境譲与税基金条例について。令和元年度から森林環境譲与税が自治体へ譲与されたことから、適切な森林整備に要する経費に充てるため、基金条例を新たに制定するものです。

議案第3号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例について。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第4号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例については、第1条で上位法の一部改正に伴う所要の改正を行い、第2条で行政キオスク端末機の廃止に伴う改正を行うものです。

議案第5号 愛荘町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 愛荘町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第4号第2条改正と同じく、行政キオスク端末機の廃止に伴い改正を行うものでございます。

議案第7号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。道路法施

行令の一部改正を受け、道路占用料の見直しを行うものです。

議案第 8 号 愛荘町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について。地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い条項ずれが生じることから、所要の改正を行うものです。

議案第 9 号 愛荘町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。こちらも議案第 8 号と同じく、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い条項ずれが生じることから、所要の改正を行うものでございます。

議案第 10 号 愛荘町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことから、所要の改正を行うものです。

議案第 11 号 愛荘町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、地方公務員法第 31 条の規定に基づき、令和 2 年度より任用開始となる会計年度任用職員のサービスの宣誓について、条例を定めるものでございます。

議案第 12 号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に係る条例の一部を改正する条例について。地方公務員法および地方自治法の一部改正により、特別職等の任用の遠隔化が図られたことから、所要の改正を行うとともに、別表内の整理を行うものです。

議案第 13 号 愛荘町保育園条例の一部を改正する条例について。延長保育料の徴収に係る条文を追加するほか、文言の整理を行うものです。

議案第 14 号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例について。健康増進法に基づきまして、令和 2 年度より胃がん検診に係る受診負担についても、特定健康診査等と同様の取り扱いとすることから、所要の改正を行うものです。

議案第 15 号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。支援員を確保できない緊急時に限り、確保できるまでの間、補助員を支援員とみなすことができるよう改正を行うものです。

次に、定住自立圏形成協定変更案件です。議案第 16 号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて。本協定に基づき連携して取り組む政策分野および内容ならびに役割分担を定める規定について、彦根市と

の協議が整ったことから、変更を行うものです。

次に、指定管理者の指定案件でございます。議案第17号 愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて。施設の指定管理者を選定させていただきましたので、議決を求めるものです。

続いて、令和元年度補正予算案件6件です。各事業の実績および実績見込みによる補正が主なものでございまして、議案第18号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）ですが、歳入歳出それぞれ1億3,575万4,000円を減額し、総額を90億1,693万8,000円とするものでございます。また、令和元年度から令和2年度への繰越明許費といたしまして、児童福祉施設において建築基準法で現在求められている基準を満たさない施設の工事として児童福祉施設等改修事業4,532万6,000円、農業の担い手に対する農業用機械の導入支援として担い手確保経営強化支援事業2,732万8,000円、町内小中学校体育館の非構造部材の耐震化工事として、学校教育施設体育館非構造部材耐震化等対策事業5,285万9,000円の、合計1億2,551万3,000円をお願いするものであります。

議案第19号 令和元年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）については、財源更正のみで変更はございません。

議案第20号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）ですが、歳入歳出それぞれ2,197万1,000円を追加し、総額を18億6,917万円とするものでございます。

議案第21号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）ですが、歳入歳出それぞれ22万1,000円を減額し、総額を1億8,759万4,000円とするものでございます。

議案第22号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）ですが、歳入歳出それぞれ1,618万7,000円を減額し、総額を14億7,694万3,000円とするものでございます。

議案第23号 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）ですが、収益的収入として1,279万円の増額、収益的支出として904万4,000円の増額、資本的収入として2,090万2,000円の減額、資本的支出として622万4,000円の減額とするものでございます。

次に、令和2年度当初予算案件でございます。予算規模につきましては、一般会計

95億8,000万円で、事務事業の徹底した見直しなど財政健全化に取り組む一方で、愛知中学校大規模増改築事業や防災行政情報システム整備事業など、将来への投資が増加したことにより、前年度当初比6億3,600万円増加となりました。一般会計と特別会計を合わせた予算規模は、130億3,869万6,000円となり、前年度当初比6億6,030万5,000円増加、また下水道事業会計は19億3,297万2,000円で、予算規模は149億7,166万8,000円となりました。

限られた財源の中で、総合計画2年目となる令和2年度においては、計画に掲げたまちの姿「愛着と誇り。人とまちが共に輝く 未来創生のまち。」の実現に向け、重点戦略である「ひとづくり」「しごとづくり」「まちづくり」プロジェクトの実施に必要な施策に対し重点的に予算配分を行ったところです。

以上の案件を、令和2年3月愛荘町議会定例会に提案をさせていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 日程第4 一般質問を行います。

今期定例会は9名の一般質問通告があり、本日は7名の一般質問を行います。

それでは順次発言を許します。

◇ 村田 定君

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田 定君。

〔5番 村田 定君登壇〕

○5番（村田 定君） 5番、村田 定です。議長の許可をいただきましたので、まず最初に、新型コロナウイルスの感染について申し上げます。

世界各国で感染が拡大し、日本でも多くの感染者が出て、国難としての対応が求められています。感染症によりお亡くなりになりました方に、心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、感染により陽性となり闘病生活をされておられる方の、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

今回の新型コロナウイルスは、過去に経験をしたことがない感染であり、見えないウイルスであります。政府の対応も準備期間はほとんどなく、現場は大変混乱している状態です。まだまだ感染が拡大し、終息が見えない今日でございます。そういった

観点から、様々な感染防止、的確な最新情報の発信に努めていただきますようお願いをいたします。それでは、一般質問に移らせていただきます。

一般質問、一問一答でお願いいたします。今回、2点の質問をさせていただきます。

1点目は「2年が経過した有村町政について」、もう1点は「プログラミング教育について」の2点について、お尋ねをいたします。

まず1点目の「2年が経過した有村町政について」、お尋ねをいたします。選挙公約として、「町民とともに日本一の愛荘町を創る!!」をキャッチフレーズに掲げ当選され、誰もが取り残されない社会、愛荘町が率先して安心・安全の暮らしに向けての機能強化を図り、誇りあるまちづくりに向け一丸となって新たな行動を起こす時にしたいとの公約の実現に向けて日々の取り組みをされ、早いもので2年が経過いたしました。そこで、以下の件についてお尋ねをいたします。

1点目、「日本一を目指しましょう!!」という公約についてお尋ねをいたします。経済活動商工業・農業の活性化」「活気・魅力あふるりまちづくり」「子育て人づくり健康福祉の増進」「伝統の継承、文化の振興、豊かな人間力の育み」「発信力・競争のよくあるまちの運営」「県近隣自治体、国との強力なタッグ」等を基軸として位置づけられ、その推進に取り組まれてきました。2年間の有村町政において、目に見えた公約の成果は何であったのか、その自己評価についてお尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 村田議員のご質問にご答弁を申し上げます。

少子高齢化の進展とともに地域間競争が増す中、魅力あるまちづくりに向けた、まち自身の力の向上が問われており、すべての世代が参画各意識を持って活力あるまちをつくりあげていく必要があるとの問題意識のもと、これまでの2年間、様々な政策に取り組んでまいりました。

すべての施策についてここでご紹介することは時間の制約上控えてまいりますが、主に以下の6つの政策分野で成果を出してきたものと考えております。

まず、地域力の足腰となる「自治会の活性化」であります。自治会への補助金制度のあり方を見直し、より各自治会のニーズに沿った活動を支援するための枠組みとして、「丸ごと活性化プラン」を導入いたしました。また、私自身も自治会の運動会や文化祭・敬老会に顔を出させていただくなどして、顔の見えるお付き合いをさせていただいているところであります。

次に、町の活動を支える「インフラの整備の加速化」です。これまでも課題となってきた国道8号の渋滞緩和策に関し、県への累次にわたる要望の結果、県道神郷彦根線の滋賀国体開催までの開通、その開通後直ちに愛知川右岸道路の工事に着手することを引き出すことができました。また、先駆的な取り組みでもあるラウンドアバウトの事業化についても、私の積極的な働きかけの結果として、県事業として実現することとなりました。

まちの未来を支える力となる「教育の充実」にも取り組みました。長年の悲願である愛知中学校の更新を開始するとともに、学力向上に向けた取り組みとして、「減メディア・親読書」を標語に、基礎的な読む力を身に付けるために必要な読書習慣の確立を図ったほか、全国学力テストの結果の公表を初めて行い、現状と課題を保護者・地域と共有したことに加え、外部講師として町内立地の民間企業である日本電産の出前事業を実施いただくなど、町ぐるみで取り組みました。

町の最重要ミッションである「住民の生命・身体・財産の保護」を実現するための取り組みも着実に進めてまいりました。昨年の痛ましい事故を受け、町内における通学路の交通安全対策のため、薄くなった横断歩道を改めて見やすくするとともに、ガードレールの設置等をスピード感を持って進めたところです。

加えて、「防災対応力の強化・向上」にも力を入れました。迅速なる警戒本部の立ち上げ、そして対応を徹底し、一昨年台風21号に際しては、町として初めてとなる災害ごみの受け入れを速やかに行いました。県・消防・警察・自衛隊等との情報伝達を円滑化し、ドローンを活用した防災対策への取り組み等を開始するとともに、長年の懸案である愛知川の氾濫防止に欠かせない永源寺ダムの運用に関しても、直接、県知事と話し要請をした結果、県も一段課題意識を上げて、現在、具体的な取り組みの検討を行っていただいております。

町行政の効果的・効率的な運営に欠かせない「人材育成・組織編成」にも取り組んでまいりました。一昨年11月と昨年4月に大規模な組織改編を実施し、課長級職員が主体的に政策実現を行う環境を整えたほか、各職員の能力底上げのため、新たに政策立案能力向上を目的とした研修を開始するとともに、平素から会議や協議の場での積極的な発言を促しています。また、行政組織を筋肉質なものとし、住民サービスの維持向上、魅力あるまちづくり等を推進するため、「行財政改革推進室」を立ち上げ、実効性のある行財政改革に取り掛かっているところであります。

次に、「国や県とのチャンネルの増加」です。現在、滋賀県からは石田副町長、そして地方創生を担う人材として国からは藤塚政策監に着任をいただいています。大切な人材を町に送っていただいているという点をとっても、国や県との関係をより強固に構築できていることの表れであると感じています。

最後に、町長職にある私が40代ということもあり、若い世代の方々も行政を身近に感じてもらっているととらえております。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。顔の見えるお付き合いということで、自治会事業にも、運動会や春祭りにも参加していただいて、非常に住民さんからも身近な町長として印象を持っておるわけでございます。どうか今後も、現場第一主義でお願いをしたい。生活に要望する問題を、住民の皆さんは小さな声として発信をされます。できる限り迅速に現場第一主義で対応していただくことをお願いしたいと思います。

また、答弁もいただきました国・県とのチャンネルの増加、これは非常に当町は今恵まれている状態ではないかなと思います。政治は政治力が大変大事だと思います。そういった意味で、県のパイプ・国のパイプ、こういったものをしっかり位置づけられているということについても評価を申し上げたいと思います。

それでは、次2点目の質問をさせていただきます。3年目に入り、折り返しの大変重要な時期であります。令和2年度の予算案についてお尋ねをします。

特に重点的に有村町政のカラーを出された分野は何かについて、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ご答弁申し上げます。

令和2年度当初予算は、第2次愛荘町総合計画の2年目であり、目指す町の姿「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち」の実現に向け、重点戦略である「ひとづくり」「しごとづくり」「まちづくり」プロジェクトの実施に必要な施策に対し、7つの分野・領域について重点的に予算を配分いたしました。

具体的には、「1.子ども・子育て環境の充実」「2.学力向上・教育環境の充実」「3.健康寿命の延伸」「4.高齢者の活躍」「5.愛荘町の魅力発信」「6.安全で安心なまちづくり」「7.持続可能なまちづくりの推進」の7つの分野・領域についての取り組みを

進めてまいります。

1つ目は「子ども・子育て環境の充実」として、フッ化物洗口事業の対象者拡大や保護者負担軽減として学童保育所の民間委託など約 4,500 万円。

2つ目は「学力向上・教育環境の充実」として、基礎的な学力を身につけ、子どもが自らの目標に向かって将来を切り拓いていける力を養うための学習環境の創出や学びの環境整備など約 2 億 7,000 万円。

3つ目は「健康寿命の延伸」として、ライフステージに応じた健康づくりの推進や、がん対策として検査の精度を高めるため、新たに胃内視鏡検査を追加するなど約 940 万円。

4つ目は「高齢者の活躍」として、高齢者が長年の知識と経験を活かしながら活躍できる環境整備など約 930 万円。

5つ目は「愛荘町の魅力発信」として、SNS など様々な媒体や手法を通じた、まちの魅力発信など約 2,600 万円。

6つ目は「安全で安心なまちづくり」として、防災行政無線の戸別受信機のデジタル化、町道愛知川栗田線など主要な幹線道路を計画期間内に完了できるよう整備を加速化、農業用水等の施設の大規模改修を進めるための調査計画など約 4 億 7,600 万円。

7つ目は「持続可能なまちづくりの推進」として、居心地がよく、歩きたくなるまちづくりの実現を目指し、ウォークブルタウン創造事業や地域活性化事業に加え、公共施設等の機能の配置の最適化の検討のため約 6,500 万円。

以上、重点戦略プロジェクトに位置づけた 7 つの項目について、スピード感を持って推進するために重点配分したところであり、町財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳入予算については特定財源が得られないか積極的に検討を行い、歳出予算については徹底した見直しを推進し、持続可能な行政運営に向けて財政健全化に着実に取り組むこととしたところであります。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） ありがとうございます。令和 2 年度予算、積極的な予算としての評価をさせていただきたいと思います。当町は、財政収支比率が悪いということで、100%を超えるというようなことで財政の硬直が心配されるわけですが、それでも、それがすべてではないと思います。どうかメリハリのある予算執行をしていただきたい。成果を求める、成果を生む予算執行をお願いしたいと思いますので、

お願い申し上げます。

それでは、続きまして3点目、経常収支比率が高く財政が硬直化の中で、持続可能な愛荘町をつくるために必要なことは、公共施設の統合であります。合併して14年が経過しましたが、全く進んでいません。

平成31年3月に「公共施設(建物)個別施設計画第1期」が出されましたが、2026年度までに検討するとされているだけで、全く具体的に見えないものです。12月議会で提案された「庁舎等のあり方検討委員会」を設置し、広く住民や関係機関と情報を共有しつつ、公共施設の集約化について、外部委員による検討を行うことに賛同するものです。

改めて、公共施設の集約化の必要性についての説明を求めるとともに、住民の理解を求めていくことの重要性について、町長のお考えをお尋ねします。

○議長(竹中秀夫君) 町長。

○町長(有村国知君) ご答弁申し上げます。

平成18年2月13日、愛荘町は、旧秦荘町と旧愛知川町の2町が合併して誕生いたしました。役場庁舎は愛知川庁舎を本庁舎、秦荘役場を分庁舎とするなど、公共施設は有効活用を図ることとされました。

平成26年4月、総務大臣通知が出され、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えること、人口減少等により今後の公共施設の等の利用需要が変化していくこと、さらに市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要があること等を踏まえ、「公共施設等総合管理計画」の算定が全国の自治体に要請されました。この通知を受けて全国の自治体で計画が策定され、特に合併した自治体では積極的に施設等の統廃合を実行されているところです。

当町におきましても、2017年3月に「公共施設等総合管理計画」を策定し、さらに住民や団体代表・学識者等で構成した検討会を設置して議論を重ねていただき、答申を受け、2019年3月に個別施設計画を策定し、施設の統廃合を基本原則に、施設ごとに具体的な方向性を取りまとめました。

当町が現状の公共施設を保有し続けた場合、2055年までの今後40年間で公共施設の大規模改修および建て替えに必要な将来更新費用は総額468億円と、多額の更新費が必要となることが試算されています。

また、例えば役場庁舎に関しては、愛知川庁舎のくらし安全環境課に住民の方々が

いらっしやった際、ご相談いただいた要件が、秦荘庁舎の農林商工課の所管だとお伝えする際の職員の心苦しきや、住民の方の時間を無駄にして申し訳ないですというシーンに、町長就任以来、何度も直面をしてみいました。行政機能の配置の最適化を検討し、庁舎等の集約化により、住民の皆さんが生活上や業務上、手続きに来られた際にも利便性の低下ということではなく、ワンストップで済ませることができるなど、大きなメリットが生まれてまいります。

今後、少子高齢化に伴い、社会保障費が年々増加し、公共施設の維持管理費もますます増加していく中、変化する社会ニーズに対応して行政サービスが提供され、いつまでも住み続けたい魅力あるまちづくりが進められ、それらを支える行財政基盤を確立していくためには、将来世代に負担を先送りすることなく、個別施設計画に基づき、整備手法などの具体の方針をとりまとめ、実行していく必要があると考えています。

今般、「庁舎のあり方検討委員会」を設置し、住民の皆さんや関係機関等と情報共有しながら、公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づき、行政機能の配置の最適を検討し、整備手法等の具体の方針を取りまとめるとともに、速やかに実行することで、いつまでも住み続けたい、幸せを実感できるまちづくりを進めてまいる所存です。

住民の皆さんに公共施設の最適化・見直しの必要性をしっかりとご理解いただきながら、具体の方針を取りまとめていくことが大切であると考えており、検討委員会での審議状況を積極的に広報するなど、広報・公聴に工夫しながら進めてまいります。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 当町は、2006年に2町合併をいたしております。それから14年経過をいたしました。

合併のメリットとしては、地方交付税の合併算定替えや合併特例債などの優遇措置が受けられることが目的であります。そういった政府（国）の方としては、アメの部分が大変多くありました。

合併特例債は、公共施設の再編整備、教育現場の再編整備、また社会インフラの老朽化対策などに先行して使用することが合併特例債の目的であります。しかし、当町の場合、全く公共施設の統合・集約化が進んでいません。2町が合併したわけですから、同じ施設がそれぞれございますので、2つあります。重複する類似施設の統合は、14年間全く進んでいない。逆に新しいハコモノ行政などに合併特例債が使用され、合併特例債残もなくなってきた状態であります。

大変厳しい財政状況の中で、今後、公共施設の集約化等に伴う財源の確保、これについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

公共施設の機能の集約にあたっては、既存の施設の維持・活用が基本的な方向性であり、改築・改修は必要最小限度にとどめる必要があると考えております。

しかしながら、集約後の施設の円滑な機能発揮のために、改修工事等が必要となる場合は、有利な起債措置など財源の確保にも取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 今後、維持管理費が更新費用が増大してまいります。次世代にツケを残さないように、早期にす進めていただきたいと思っております。

また、今回立ち上げられた「あり方検討委員会」を通じ、早期の実現を求めるものでございます。

また、保存した施設の有効活用もこれから結果を出していかなければなりません。そういったことで、愛荘館の存続につきましてはコンサルを入れられましたけれども、今まさにこういう時こそ、コンサルを入れられて公共施設等の本当の統合・集約化に向けてのいろいろな問題をコンサルのサイドで見えていただくのも1つの方法ではないかと思っておりますが、町長にお考えをお聞きします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ご答弁を申し上げます。

大変、公共施設のあり方ということに関しまして、大変な課題意識をご共有をいただいておりますことも、将来世代に対してということでもございます。そのことを大変ありがたいというふうにも存じております。

公共施設の今後のあり方にコンサルの方々を活用してということで、今ご提案を賜りました。現在、愛荘町が公共施設の今後のあり方ということに関して向き合っている部分といたしましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、総合計画ということがなされ、またその後に個別の管理計画というものを策定を、これは住民の方々、有識者、また団体の代表の方にもお入りをいただいて既に確定したものがございます。その方向を受け、現実的にどのように進めるかという具体策の第一弾として今回、庁舎等のあり方検討委員会に諮問をさせていただきました。その点におきましては、大

きな方向というのは既に総合計画また個別計画の中で、施設に関しては定まっておりますので、それをあとはこのあり方検討委員会という中、第一弾そして第二弾ということでも進んでまいりますけれども、具体策を詰めてまいるという状況でございます。以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 検討委員会を通じて積極的に議論をしていただくことをお願い申し上げます。

次に、最後に、残り2年の任期での公約遂行の取り組みと、その決意についてお尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ご答弁申し上げます。

これまでの2年間の経験・成果を踏まえながらも、過去の経緯等にとらわれない攻めの町政を実現をしていく所存であります。

先ほどご答弁を申し上げた令和2年度予算案で重点的に取り組むとした事業を基軸に、今後2年間の調整運営を行ってまいりたいと考えておりますが、それら以外の特に取り組むべきと考える施策や町政運営全般の考えについて述べさせていただきます。

まずは、「シティプロモーションの強化」です。住民の皆様が私や役場をより身近に感じていただけるよう、町の取り組みを可視化できるような広報を実施するなど、戦略的な広報を実施してまいります。

また、町の足腰を支える力となる「教育および地域活力の確保」を行います。教育分野に関しては、愛知中学校増改築事業の円滑な実施を行うとともに、子どもたちの学力向上に向けた取り組みを強化し、自らの未来を切り拓いていく力を身に付けてほしいと考えています。加えて、私自身の経験からも、親の読書習慣が子どもの習慣にもよい影響を与えることから、大人も含めた住民全員が読書に触れ合う環境整備にも力を入れてまいります。

地域力についても、各自治会が個性と魅力にあふれた活躍の場となれるよう、自治会施策を積極的に進めます。特に、地域において課題となっている空き家・空き店舗対策については、これまでの制度の延長ではない、民間活力を活用した新たな取り組みを進めます。

加えて、町への愛着や誇り、また町の稼ぐ力を引き上げるため、町外の方々にとつ

でも愛荘町全体がより魅力的な場所となるよう、統合的・包括的な情報発信、観光に関する取り組み、ふるさと納税の強化を進めます。

企業誘致に関しても、一定の制限はあるものの、民間企業が重視する視点といった要素を施策に反映してまいります。

これらの取り組みについては、私のリーダーシップのもと強力に進めてまいり所存ですが、当然のことながら私一人の力で成し遂げられるものではございません。そのため、人財育成こそが組織の肝であると信じておりますので、行政実務を担う職員においては、課題の本質をとらえた仕事、完成度の高い仕事を成し遂げる力を身に付けてほしい、行政の殻に閉じこもるのではなく、積極的に地域に出て行ってほしいと考えており、各人が想像力を働かせ、新たな取り組みに積極果敢に挑戦する組織風土を醸成するための取り組みも必要であると考えております。

これらの取り組みは一朝一夕に進められるものではありませんが、しっかりと腰を据えつつ、スピード感を持って実施をしてまいります。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。

残りの任期の成果だけではなく、10年後・20年後のビジョンをしっかりと示していただきたいと思います。今ある課題は、次世代が背負うこととなります。そういったことで、若者が政治に参加する意欲・機運を高める意味でも、10年後・20年後のビジョンが示されなければ、期待が持てないわけでございます。その点についても1点お願いしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ご答弁を申し上げます。

若者が政治に参画をしていく、そのためにも10年・20年先のビジョンということをおっしゃっていただきました。まさに重要な点であると存じます。先にご答弁を申し上げた次年度予算の施策および今後2年間に力を入れたい施策については、必ずしも2年間で終結するものではなく、今後10年・20年の愛荘町の礎となるものであり、短期的な視点に陥るのではなく、長期的な視点を持って施策の実行にあたってまいります。

そのためにも、社会情勢の変動が見込まれる中で、各地域の生活利便性や特色を維持・活用しつつ、持続可能なまちを実現し、住み心地がよく、文化が薫り、町内にお

住いの皆様が誇りを持てるような、統一感を持ったまちづくりを進めるため、今後 10 年・20 年の長期間を見据えた住民の皆様と共有するまちのグラウンドデザインを現在策定しております。引き続き情報の発信、皆さんに共有できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） 先ほどご答弁いただきました中で、人材育成、資質の向上こそがこれから大切であるということをご答弁いただきました。私もそのとおりだと思います。

今、官民挙げて働き方改革が広がる中、地域住民に身近な市町でも勤務形態や業務の見直しが進みつつあります。今、勤務時間の柔軟化や人工知能（A I）の活用などで、業務効率の向上、また働きやすさが人材の確保につながると言われております。

今、先進町では完全フレックスの導入などもされておられます。そういった制度をされた自治体は、19 年の 6 月に導入を打ち出されて、採用の新規募集をされたところ、1,600 人という、前年比 10 倍に膨れ上がったということで、今の若い世代というものは、非常にそういうふうな働き方改革を求めているわけでございます。そういったことで今、IT 人材は、一人勝ちというのですか、非常に厳しい戦いで獲得をしております。

そういった中で、今、民は特に若い者が就業し能力が出せる職場づくりというものをつくっておりますし、またそこで若い職員が頭角を表しておるのも現実でございます。従来 of 年功序列型は、官でも民でもこれから衰退していくと考えています。そしてまた、若い人に昇進の機会を与えないと、どんどん民間に引き抜かれるということもありますし、そういったことでの職場環境の改善に取り組んでいただくように求めたいと思います。

先ほど来、いろいろとご答弁をいただきました中で、次世代を担う人材の育成づくりが、若手職員の士気向上、資質の向上につながるわけでございますけれども、それを実践していただきたい。そしてまた攻めの行政を目指して、トップとして強い判断力・決断力を示していただきたいと思います。町民に寄り添い、町民の思いを反映させる政策ということで、トップとしての資質を発揮していただきたいと思います。

最後に、全体を通じて熱い町長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 大変重要な観点・ご指摘をいただいております。まさに今、民間では様々人事を取り巻く環境というのが激変をしておる、また、それぞれの個性、それぞれの能力をしっかりと発揮をしていただくための環境づくりということが進んで折るというふうにも存じます。

その中で、年功序列のみではない、やはり実力をしっかりと発揮できるということ、また、能力を身に付けていくということが、魅力的な職場につながる、そういう点でよりよい人材の獲得につながっていくと、よりよい循環が生まれていると私も存じます。決して行政がその流れと違うものであってはならないと、私も思うものでございます。

ご答弁の中でも申し上げさせていただきました。今後の行政においては、各職員が創造力を働かせ、新たな取り組みに積極果敢に挑戦していく風土を形成していく必要があると考えております。今後、そういった風土の形成の後押しのため、人事評価の観点からも、これまでできていなかった職員の能力およびあげた業績を処遇に反映させるなど、職員のやる気・能力を引き出す取り組みを進めてまいります。

また、行政の長としての決断力・判断力そして思いということにもお触れをいただきました。現在、私もこの行政に入らせていただきまして感じているものの1つに、ともするとこの行政というものは、この職場がなくなってしまうと、倒産してしまうということがないという思いが、ともすると職員の皆さんの安心感ということにつながり、その安心感というものがいろんなもののベースになっているのであろうかと、これはよい意味でも、なかなか難しい意味でも、両方かも知れません。

そういう点では様々に知恵を働かせたり、創意工夫を働かせたりということが大変重要であると存じておる中もございます。責任ある立場として、町内の皆様にこの職を預らせていただいている者として、愛荘町をよりよい形にし、次世代にバトンをつなげていけるよう、果敢に攻めの行政を目指して、トップとして強い判断、決断力を今後も持って町政に当たってまいりたいと強く考えております。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。次に移らせていただきます。プログラミング教育についてお尋ねをいたします。

プログラミング教育につきましては、2020年度に小学校で新学習指導要領が全面実施されるのに伴い必須となります。文科省の新学習指導要領では、「プログラミングを

体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を付けるための学習活動を計画的に実施する」としています。その円滑な実施に向けての最低限必要と考えられる指導体制の基礎が整えられているか。2020年3月までに各校において少なくとも1人以上の教員が、実践的な研修を受けたり授業の実技や模擬授業を実施していることが要領で言われています。

プログラミング教育をしっかりと指導できる教員が確保できるかにかかっていると思いますが、当町の現状についてお尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問について、お答えを申し上げます。

村田議員ご指摘のとおり、プログラミング教育は2020年度に小学校で新学習指導要領が全面実施され、プログラミング教育をしっかりと指導できる教員の確保が重要となっておりまいます。

そこで本町といたしましては、1年前よりから各小学校にプログラミング教育担当教員を明確に位置付け、県教育委員会と町教育委員会で担当教員のプログラミング教育研修を行い、担当教員を中心に校内の研修を行ってまいりました。

また、令和元年8月と12月には町教育委員会主催のプログラミング教育研修会を実施し、延べ69名の教員が実践的な研修を受け、4月からのプログラミング教育全面実施に向け、指導できる教員の人材育成を図っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 教育長、ありがとうございます。大変体調もまだ万全ではないのに、ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

次に2点目の、新学習指導要領では、学び方や学ぶ学年については学校側に任されています。愛荘町には4つの小学校がありますが、何年生に取り入れて、どのような教科に取り入れ、子どもたちにどのような力をつけさせていかれるのかをお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

本町の4つの小学校におきましては、まずは高学年を中心にプログラミング教育を広げていこうと考えております。

具体的には、5年算数の正多角形を描く場面や、あるいは6年理科の電気の性質や働きについて知る場面に、プログラミング教育を取り入れていく予定でございます。実際に子どもたち自らがマウスやキーボードを操作いたしまして、コンピュータに意図した処理を行わせることを体験することにより、論理的に考えていく力、いわゆる「プログラミング的思考」の力を子どもたちに付けさせたいと考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。授業現場（学校現場）は、大変だと思います。今、こういった時間帯に組み入れていくということでございますけれども、月火木金は6時間、水曜日は5時間という限られた授業時間・授業日数の中で、また英語も必須になりました。そしてまた4月からはプログラミングも必須ということで、本当に授業のやりくりが大変だと思えます。

そういった中でこういった時間を、例えば15分でも減らして組み入れられていく考え、どういうふうにするのかについて、ご質問いたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問につきましてお答えをいたします。

プログラミング教育を取り入れていけます教科等というのは、先ほどは2教科をご紹介申し上げましたけれども、その他にもいろいろございます。プログラミング教育としての時間を特別に1コマ取るというのではなしに、いろんな教科のそれぞれの教材あるいは題材において、その必要性を、あるいはその指導効果を考えながら、その教科等に組み入れて指導していくということで考えておりますので、それ単体に特別に新たな教科としての枠を取るということではないということで、ご理解をいただきたいと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。

そうすると、今の限られた時間の中で、各教科で取り入れていくということでいいのでしょうか。英語もそうなんですか、お尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

英語（外国語）の活動につきましては、1コマ確保を新たに時間としてするという

ことが必要となってまいりますので、例えば国語の時間を朝の短時間的な学習のところに充てまして、その週の中で確保できました1時間の分を、さらに外国語の時間に充てるというふうなことで考えておりますので、プログラミング教育との扱いとは異なる部分がございますので、その点ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 教育長は現場に長くおられまして、現場の実態をよく把握されておられ、的確な判断がいただけるものと期待をいたしております。それでは次に移ります。

プログラミングが秘める可能性は、計り知れないものがあると思ひます。プログラムの自動処理・遠隔処理・高速処理を組み合わせることで、プログラミングはあらゆる場面で活用され、知れば知るほど秘めている可能性と多様性に驚くことは間違いなくと思ひます。

コンピュータは人間の思考速度などとは比べものにならない性能を持っているので、人間では到底かなえられません。しかし、そう簡単に習得できるスキルでないということを、指導者は十分に知ることが必要です。「難しそう」「挫折したらいやだ」と、心理的ハードルの高いプログラミング教育です。挫折の原因にならないように指導することが大変重要と考えられます。教育長の指導に対する考え方をお尋ね申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

プログラミング教育とは、子どもたちにコンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての倫理的に考える力、いわゆる「プログラミング的思考」などを育むこととございます。

そこで、子どもたちにはコンピュータをよりよく自分の生活に生かそうと、楽しく学んで、コンピュータに触れられることが好きになり、倫理的思考を身に付けられるよう指導することが何より大切であると考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） このプログラミングにつきましては、既に2年くらい前から

先進町では一部導入され、試験テストをされておられます。まず、プログラミングの体験は無料アプリでネット検索でたくさん見つかります。そういったことで、また授業等で使えるようなアプリがあれば、吟味してピックアップしてほしいと思います。ぜひヒントにしていただけたらと思います。

しかし、残念ながらこのプログラミングを集中することによって、書く力とか視力が低下することも心配されるところでございます。次に、プログラミングアプリを使うことが目的にならないよう、あくまでも狙いを達成するためのツールであることを肝に銘じていただきたいと思います。さらにアプリを取り入れることで、教科の狙いとプログラミング教育の狙いが同時に達成できるように授業を組み立てることが必要と思いますが、教育長のお考えをお聞きします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

ただいまの村田議員のご指摘は、大変重要な視点でございます。プログラミング教育の、ただいまもおっしゃいましたように、その目的、そしてそれがどのような効果をもたらすのか、そうした部分を十分吟味して、どのような教科、どのような教材において取り入れるのか、そのあたりを教員自身が十分に考え、一方で子どもたちがその体験を通して論理的な思考を重ねていけるように、充実を図ってまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。

実践から学ばれることで、学習のあとは、隣とのペア学習やグループ学習によって、友だちと比べ合うことで主体的・対話的な学びができたというふうに評価をされておられます。また、先生方は新しい仲間を学級のみんなに紹介し、鑑賞し合う、素晴らしい姿を見ることができたというふうに一定の評価をされておられますので、ぜひそういったところもお含みおきいただきたいと思います。

また先般の記事で、プログラミングの講座が青森県の弘前市で開かれました。講師を務めたのは中学2年生の生徒でありました。プログラミングを学ぶ意義を堂々と説明した、親子連れや教育関係者が多く参加されました。その時に、中学2年生の生徒は講師として、演劇に例えると、プログラミングは脚本、これからの時代、AI（人工知能）に先を越されないために、プログラミングの知識は最高というふうに解説し

たそうであります。

またそこに参加されておられました父兄や教育関係者は、子どもたちが発想が柔らかく、それぞれ工夫して課題に取り組むことがわかったというふうなことを記事で読ませていただきました。そういったことをぜひとも今後の教育の参考にしていただければなと思います。それでは、次に移らせていただきます。

4点目、小中学生がパソコンを一人1台使えるようにする環境を2023年度までに整える方針を閣議決定されました。小中学校でのIT活用が先進国の中でも遅れていることから、国が主導して整備を進める形です。この国の政策を先取りして愛荘町が教育施設整備ができるようにするために、情報収集をしっかりと取れるようお願いいたします。パソコンやネットワーク環境などのハードが不十分では、プログラミングのソフトが使えません。今、愛荘町の現状はどのようになっているのか、お尋ねをします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

愛荘町におきましては、平成31年2月に町内4小学校と秦荘中学校のコンピュータ室のデスクトップパソコン210台を最新型に最新型に更新し、愛知中学校は令和2年度に更新の予定でございます。そうした中で、町内6小中学校のハード整備を順次行っているところでございます。

また、昨年末には4小学校164台のパソコンにビジュアル型プログラミング言語を導入し、ソフト面におきましても新年度から始まる小学校プログラミング教育の導入に備えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。当町では、今ご答弁いただきましたように、2023年までに国が環境を整えるというものに対して先行取得していただいているように思います。

パソコンは、これから小中学生には欠かせない必須道具となってまいります。先般、全協でもGIGA構想につきましてのスライドを見せていただきました。これからGIGA構想のスクール構想も大変だと思っております。

また、今、小学校6年生・中学3年生も、学力テストも2023年からはパソコンで行うというふうなことが言われております。そういったことで、一人1台の時代は必

須でございます。どうか他の市町に遅れないような情報収集をしていただいて、設備の充実をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは最後に、今後、プログラミング教育を指導する教職員が不足すると思います。全国展開しているIT企業のエンジニアや地元大学の理工系学生の手を借りるような人材活用の仕組みを考える必要があると思いますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

小学校現場におきましては、子どもたちに直接プログラミング教育を指導するのは、主に学級担任が中心となります。このため、町教育委員会主催の研修を行い、各校のプログラミング教育担当者を中心に各校で研修を重ねているところでございます。

また、プログラミング教育の人材活用につきましては、滋賀県総合教育センターのサテライト研修における指導主事の活用や、学生ボランティアを募集し活用すること等を考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 教育現場はこのように変わってまいりまして、先生方も大変だと思えます。

そういった中で、子どもたちは理系と文系があるわけですがけれども、特に自宅で無料アプリでこういったことが検索できるとなりますと、どんどんどんどん、そういったものを取得していく時代になってまいりました。そういったことから、学校現場におきましては本当にそれを理系でどんどんやっていく者、またそれに理解ができないものとの差、これがならないように、ぜひ指導のうえでよろしくお願い申し上げたいと思えます。

これからすべて学校教育現場だけでなく、変わってまいりますので、10年後にはAI・ロボットの時代となるということが見えておるわけでございますから、その人材をつくるのが、今の小学校から中学校の子どもたちが10年後に社会で間に合う人材をつくるということが、私は大きな目標ではないかと思えます。本当に今、教育現場はコロナウイルスと突然の学校休校等々、大変混乱しておる状況だと思えます。そんな中でこのような授業科目が変わってまいります。どうか、教育現場は大変だと思えますけれども、教育長を先頭にこのまちの若者がしっかりと10年後・20年後に向け

た教育が受けられるような指導をぜひともお願いしたいと思います。

以上を持ちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩といたします。

その前に、ただいま県より報告があり、県内でコロナウイルスが発生したということでございますので、ここで11時まで30分間休憩を取らせていただきまして、状況等も把握したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前11時00分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

◇ 村西作雄君

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西作雄君。

〔2番 村西作雄君登壇〕

○2番（村西作雄君） 2番、村西作雄。一問一答で一般質問を行います。1つ目に竹原梨園跡地の開発計画について、2つ目に会計年度任用職員制度への移行に伴う問題点・課題について、3つ目にふるさと納税の寄付状況と返礼品メニューの検討結果について、以上3点を質問いたします。

まず1点目、竹原梨園跡地の開発計画についてであります。竹原梨園は、集落東側の竹原山一帯を開墾すべく、昭和31年、区民有志により「竹原開墾組合」を結成。戦後の食糧増産を目的に、国の補助を受け、1期工事は水田として地面をフラットに開墾を始められました。しかし、今後は米余りの時代が来るとの滋賀県の指導もあり、2期工事は果樹を植えるべく山なりに整備され、約7ha余りの畑が誕生しました。

整備後は、当時、県内外でもあまり植栽されていない「梨」を選定し、竹原の先陣は各地の先進地を視察する中で栽培を始め、昭和40年代半ばには「びわこ梨観光園」としての梨の出荷とともに観光にも力を入れ、私も、シーズンには多くの梨狩りの観光バスが訪れていたことを今でも思い出します。

しかしながら、昭和の終わりから平成にかけて、高齢化と後継者不足により次々と栽培が困難となり、加えて平成10年代からはサルやカラスの被害が続発し、半世紀続いた竹原梨園はその幕を下ろしたのであります。

平成24年には、ラチーノ農園の申し出で、栽培されていない畑地の一部をブドウの栽培をすべく、平成25年から6年契約で同農園との間で賃貸契約を締結されました。しかしながら、3年分の賃貸料は支払われたものの、都合によりブドウは植栽されず、契約も立ち消えになりました。

こうした中であって、平成27年から翌年7月にかけて、彦根愛知犬上地域の新ごみ処理施設の建設候補地が公募され、竹原区も他地域の視察研修を進める中で、公害の心配はないとの認識で応募されました。平成29年6月には、5件の候補地の中から彦愛犬広域行政組合管理者会で竹原区に決定、以後、近隣集落の反対運動を受け、さらには行政組合議会でも反対意見が大多数を占める中、平成31年に再公募され、昨年9月、彦根市西清崎町に決定されたことは周知の事実であります。

竹原区が、一旦決定された200億円ともいわれている大きなプロジェクトの候補地から外れたことに対し、その是非を論じる用意はありませんが、竹原の旧梨園は一部がダム用水路の貯水施設として利用されているものの、いまだ6.5haは遊休地として一団の土地で残っており、私はこの土地の有効活用は愛荘町にとっても大きなメリットがあると考えています。

広域行政組合が決定したことと言えど、行政が一度活用決定した土地について、「状況が変わったので、もう知りません」では、地元住民として憤懣やり方ない思いは当然であります。

昨年10月、町長は大久保彦根市長とともに竹原区を訪れ、新ごみ処理施設の用地として西清崎町に最終決定した旨報告された際、竹原梨園の今後の土地利用については、町も財政的に苦しいということで具体的な開発計画は提案されなかったものの、「皆さんの気持ちは十分理解できる。行政組合・町としてもできる限りの活用対策について検討し、できることはさせていただく」と、区民に約束されたと聞き及んでいます。

前述答弁のとおり、行政が一度活用決定した一団の土地について、その活用が不可能になった今、町は他用途での利活用を優先的に検討すべきであるとするのは、大多数の住民の思いであります。と同時に、一度離れた東部地域住民の連帯感を取り戻す意味からも、誰もが歓迎する土地利用は町の大きな課題・命題でもあります。

ここで、本件土地の利活用計画について、昨年10月以降の検討結果と、それに関する新年度に係る予算計上状況について、町長にお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 竹原区が新ごみ処理場の受け入れをご決断された背景に、地域の活性化に対する思いがおありであったというように理解をいたしております。彦根愛知犬上広域行政組合の議会の議決により、彦根市の西清崎が建設候補地となり、町としても利活用にあり方に関し、地域とともに取り組んでいかなければならないとの思いをいたしております。

当該地域は、農業振興地域として整備された青地であるため、長年にわたって他の活用策を実現できなかったこともあり、企業誘致や開発は非常に難しいと認識しておりますが、今後の梨園の跡地の活用については、住民の方々の思いに耳を傾け、ともに取り組んでいなければならぬと考えております。

新年度予算に計上しなければならない具体の取り組みはありませんが、何が可能であるのか、技術的な面や市場ニーズ等も鑑みながら検討していきたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 私お聞きしたのは、昨年10月に竹原区へ町長が行かれた際、それ以降のこの土地の活用について検討結果と新年度の予算計上、予算計上については今していないというような回答をいただいたですけれども、昨年10月以降の検討状況についてお示しをさせていただいてないように思うのですけれども、この件については答弁されていないということでもありますので、特段、検討はしていないという判断をさせていただいていいのでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 昨年の10月からということで、時期を区切ってでいらっしゃいます。その点でございますけれども、現在、広域議会の方でそのような議決のもとに西清崎になる中、またそれを受けて特に竹原様、そしてその近隣の地域の中でどのような地域全体としてのあり方がよいかというところを、今しばしそれぞれの方が改めてこの梨園である土地を歩かれたりも、どのようなことが考え得るかなという、非常に自発的な向き合い方というのを改めて少しずつ進めているんだよということも改めてお教をいただいております。その中で、ともに歩んでまいりたいというのが、私であり町としての現在のスタンスである中、その皆様、地域の思いということに寄り添いながら進めていくというベースを現在のところ進めております。

町が主体となって何かしらの事業を進めてまいりたくという形での検討ということに関しては、現在のところ進んではおらないという状況ではございますけれども、やはりともに地域のお声ということ、その心情というところには、これからともに歩みをしていくというところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） それでは、次でございます。

町にお金がないならば、県土地開発公社を通じての開発や、大手デベロッパーによる開発コンペによる開発を提案してもらおうとか、あるいはトップセールスにより企業誘致を最優先に行うとか、町で直接開発しなくても、お金をかけなくても、その手法はいくらでもあると思います。地元はもとより、東部地域、ひいては町全体が潤う施設や企業の誘致について、積極的な関わりを町は持つべきと考えますが、再度、町長の考えを求めます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほどもご答弁の中でも申し上げましたとおり、土地利用の制約など愛荘町として企業誘致を行うには種々の制度的な障壁もございますが、優良な企業等の誘致は、雇用の確保や税収入につながり、前向きに取り組むことは町の発展のため大切であると考えております。

しかしながら、町役場組織が有するリソースでは、おのずと限界があります。重要なことであり、また様々な機会を活かして取り組む必要があると考えており、村西議員におかれましては、町職員時代に企業誘致業務の経験をお持ちでおられますし、またご自身のネットワーク等から、ぜひこれという企業がおありでしたら、ご一緒させていただきたいとの思いでおりますので、いつでもご提案をお待ちを申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 私の前職時代の状況を言われるのは、私は一番、あまりうれしく思っていないのです。

私は今、愛荘町の町議会議員として活動させていただいています。その経験はあったとしても、前に町職員だったからどうだこうだと言われると、私はあまり気分がよくないのですけれども、あえて申すならば、先ほど答弁で農業振興地域として整備された青地であるため、長年にわたって他の活用策を実現できなかった。青地だからで

きないというような答弁をいただいたように思うのです。これは私の経験からあえて言わせてもらうならば、ラポール秦荘は5haほど、あれは圃場整備済みの田んぼ青地を白地に変えて転用されています。これについてもやはり、町が、あるいは企業が、こういうものが来るから、こういうものをしたいから、青地を白地に抜いてほしいという申請があるわけですよ。青地だから何もできないという論議は通らない。あそこにこういう企業を誘致したい、具体的にこういう会社を誘致したいんだ、あるいはこういう施設を誘致したいんだ、そういったことであれば、当然、農振の青地であっても町長の努力次第で抜くことは、白地にして転用させることは可能だと思うのです。

そういったことで、私は具体的に県の土地開発公社へ行って、一度あそこの開発についてどんなことができるか、どういう手法があるか、どういうふうの開発してもらえるか、一度相談したいとか、そういった形で県の開発公社へ行かれるとか、あるいは今この時代なのでなかなか難しいかもわからんですけれども、やはり企業をトップセールスで誘致していただいて、そしてそれをある程度具体化して、そして青地転用して開発していく、そういった手法も取れるのではないかなと思いますので、あえて私の経験から、青地だから開発できないということはないということをおし上げて、町長に再度、あそこの土地の、そして竹原区で約束いただいた思いをしっかりと受け止めて、もう一度思いをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

農地の転用ということが全く不可能ではないということは、おっしゃるとおりだと存じます。特にラポールの部分に関しましては行政の開発であったということで、そのことが、そこまでのハードルは高くなかったというふうにも存じているところがございますが、基本的な農地の転用というところは、その農地なりでとれた農作物なり作物を50%以上活用したものにおける農産品加工ということの工場等々であれば可能であるということは、実態としてはあるとは、技術的な部分としてはあるとは存じます。

ただ、現在、農地の転用ということは、町行政のみでかなうことではない、非常にかつてよりも転用のハードルは高くなっているということも、一方現実としてはあるというふうにも存じております。

他方、様々に地域のお声であったり、またこの土地をしっかりと行ってきたいとい

うような思いということは、これは私もそのとおりであると思っておりますので、その可能性ということは、探っていくということは、しっかりチャレンジしていきたいというふうにとらえております。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） それでは、2点目の「会計年度任用職員制度への移行に伴う問題点・課題」について質問いたします。

国の働き方改革第二弾の本命である「同一労働同一賃金」が、いよいよ大企業は本年4月、中小企業は来年4月からスタートします。いまや労働者のうち、平成初期には20%程度であった非正規労働者の割合が40%を占める時代になっています。かつて非正規社員は、もっぱら補助的業務を行っている人がほとんどでした。しかし、今では正社員とほぼ変わらない業務内容で、責任を持って仕事をしている人も多数おられます。

ところが、労働条件は、非正規社員というだけで低待遇・低賃金というケースが多々あります。そのような不合理な処遇の差をなくし、公正な待遇を確保することによって、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにし、多様で柔軟な働き方を選択できるようにするのが、同一労働同一賃金の目的だと言われていきます。

こうした国の流れを受けて、地方自治体においても、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律が施行され、本町においてもこの4月から臨時・嘱託職員のほとんどが、フルタイム職員は給料として、パートタイム職員は報酬として、あわせて時間外手当などの各種手当や期末手当が支給される「会計年度任用職員」に移行することになります。

昨年末の全員協議会で、会計年度任用職員の任期は1年とし、フルタイムとパートタイム職員の2種類があるとの説明を受けました。現在、役場の仕事は、正職員が180人プラス臨時職員79人・嘱託職員91人の計170人の応援を得て、円滑に仕事を進めてもらっています。正職員と臨時・嘱託職員の比率は1対0.94の割合で、人数でいうと役場の仕事の約半分を臨時・嘱託職員が担っています。

この臨時・嘱託の170人のうち、現在、役場職員と同じフルタイム職員、すなわち勤務は月曜日から金曜日の週5日、勤務時間は朝8時30分から17時15分まで勤務いただいている臨時嘱託職員が60人を占めますが、これらの方をすべてパートタイ

ム職員に移行するとの考えを示されました。また、臨時・嘱託職員の人件費も、平成2年度は年間約3億円から、4～5千万円増える見込みもあわせて示されました。

このことからすると、臨時・嘱託の年間収入は、職種にもよりますが、200万円前後になるのではないかと想定できますが、まだまだ正職員に比べ同一賃金には程遠い内容ではないかと危惧します。

それにもまして心配するのが、前述のフルタイム職員60人のパートタイム職員への移行であります。現在、臨時・嘱託職員さんは、図書館司書や保育園・幼稚園をはじめ住民課受付や地籍調査、工事の検査員、運転手、介護認定調査員など、役場内外多くの職場で第一線の戦力としてお勤めいただいています。その中には司書や保育士、さらにはケアマネージャーなど、役場正職員も持たない資格を持ち、勤務いただいている臨時・嘱託職員さんもおられます。

正規職員と同じ時間フルで働いておられた職員が、4月からは16時で帰ってください、あるいは週5日勤務を4日でよろしいとなった場合、仕事現場が維持していけるのか、回っていけるのか、心配するところです。この点について、経営戦略課長はどのように見通しておられるのか、あるいはそれに見合う増員も考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） お答えいたします。

地方自治法および地方公務員法が改正をされましたことから、令和2年4月からの会計年度任用職員制度の導入に向けまして、令和元年度、令和2年度の予算編成時におきまして、臨時・嘱託職員の配置等にかかりますヒアリングを実施させていただいております。

令和元年度の予算編成時におきましては、会計年度任用職員の導入に向けまして、各課で業務の見直しを行っていただき、真に必要となる業務を整理をしていただいております。また、令和2年度の予算編成時におきましても、各課の業務内容や業務量等について聞き取りを行わせていただいております。次年度に想定される業務量を踏まえて、必要となる正規職員数と会計年度任用職員数および雇用時間等を確保しております。回っていけるというような見通しを立てているところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 今、町のホームページを見ていますと、会計年度任用職員の募集をされています。3月6日締め切りのところとか、ずっとあって、3月16日まで締め切られて、それぞれ職員を募集されていますけれども、今現在、臨時・嘱託職員として働いておられるかた、この方が職場で必要だと言われたら会計年度職員としても新年度雇用していくというようなことだと思うのですけれども、この試験について、今現在雇用されている方は受ける必要があるのか、なしでいくのか、その考えをお聞かせください。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 現在来ていただいている方につきましては、それぞれ所管の方で選考による採用なり公募による採用でいくのかということ、それぞれ職場の方でまずは判断をしていただいたうえで、当然、その職として置く必要がある、職があって、かつその方がどうしても必要な方であるということ、それぞれの所管課の所属長におきまして判断をしていただいたうえで、その方を再度の選考採用による任用ということで行っていることもございますし、公募ということで行っているところもあるというような、この2種類でさせていただいておりますけれども、それぞれ今おられる方について所属長がそれぞれ聞き取りなり、そういったことをしながらさせていただいているというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 次に心配するのが、4月から今までと同じようにフルで働いて、月給も変わらず、さらに同一労働同一賃金の国の施策により、期末手当ももらい、年間収入も増えると期待していた職員が、今までと同じようなフルタイム雇用はしませんよとなった時、当然月給は下がるわけで、そのことによりその職員がフルタイム雇用される他市町や社会福祉法人・民間職場に移ってしまわないか、危惧するところです。この件についての見通しと対応を、経営戦略課長に求めます。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 現在おられます臨時・嘱託職員の方が、給与が第一ということで考えられましたならば、愛荘町よりも月給条件がよい職場に移られるといったこともあり得るのかなとと考えております。

令和2年度につきましては、業務量に応じた時間を割り当てたうえで、原則パートタイムとして整理をさせていただいております。その条件で現在勤務されている方に、

引き続き働きたいかどうかということで確認もさせていただいております、概ねその条件であれば勤務してもいい条件であるということでございますので、一定確保もできているという見込みでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 今ほどの答弁ですけれども、私が心配していた、月給条件がよい職場に移られることもあり得るけれども、少ないのではないかというような答弁だったと思うのですけれども、確かに今、自治体の財政難、そして肥大化する行政サービス、その狭間に置かれているのが非正規の公務員だと思うのです。

そこで、陌間経営戦略課長にお聞きするのですけれども、具体的に来年4月以降の雇用を希望されない人、もう辞めてしまうよという人は何人おられるというふう把握しておられますでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 特に把握をさせていただいているというものではございません。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 今現在は把握していないということだと思うのですけれども、今現在、コロナウイルスの関係、滋賀県でも感染者が発生したというお話も聞かせてもらいましたけれども、3月2日から春休み終了の4月まで、学校が休業になるわけですね。

そういった場合、親でもある会計年度任用職員さん、小さい子どもあるいは小学校低学年の子どもをお持ちの会計年度任用職員としてこれから働かれる職員もあろうと思うのですけれども、ましてや現在、日本の共稼ぎ世帯、平均でいいますと65%が共働き世帯らしいですね。そういった場合、女性のお母さんなんかこういったコロナウイルスの関係で働きに出られないというようなこともあろうと思うのですけれども、これらについての対策というものは何か今お考えでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） トピックなご質問、ありがとうございます。まさに言っていただいたようなところの発出文書が人事院から出ているといったところで、まさに喫緊で、こういった形でそういった方々に対してフォローしていくのかというところら辺で、これから議論をさせていただくというようなところでございますけれ

ども、人事院の方では一定、通常のインフルエンザのような形で対応をするようなところの通達なりも来ておりますので、その辺、十分検討させていただきながら、今来ていただいている方が安心して子育てをしていただけるように、できるだけことはしていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） また、週4日月給制の嘱託職員さんを雇っておられると思うのですが、期末手当を支給する代わりに、週4日のままで現在の月給額を下げるというようなことはないのか、これについても経営戦略課長に問うておきます。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） お答えします。

週4日で、次年度も同じ勤務時間で新たな職として任用させていただいた場合、経験年数を加味したうえで、前年度と比べ時間単価が下がることのないように、直近上位の月額をベースに整理をさせていただいておりますので、月給額は下がることはなく、期末手当にかかる支給分が純増ということになるかと思えます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） ある社会保険労務士さんの話によりますと、県下各市町の会計年度任用職員制度への移行取り組みに関して、滋賀県内湖東・湖南地域では本町のようにフルタイム職員をなくしパートタイム職員への移行が、湖西地域では期末手当を支給する代わりに従来単価より1日単価や時間単価あるいは月給を下げて新年度から雇用する形態が見られるとのことでありました。

いずれにしても、こうした対応は国が言う同一労働同一賃金に逆行した本末転倒の対策といっても過言ではないと思えます。新年度に向けた本町の会計年度任用職員制度の導入に対し、町長の見解を求めておきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 令和2年度からの会計年度任用職員制度導入にあたり、業務の棚卸しをした中で、必要な会計年度任用職員の勤務時間数を整理をしたところでありす。同じ業務内容の職について時間単価が下がることのないよう、直近上位の月額をベースに整理したものです。

この会計年度任用職員制度導入については、同一労働同一賃金の考え方にに基づき整

理したものであります。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 私は先の質問で、同一労働同一賃金の取り組みは、中小企業は来年4月から義務付けられるというふうに申しました。

町が指定管理をお願いしている愛知川・秦荘観光協会、体育協会、文化協会をはじめ、給与の3分の1を補助いただいている土地改良協議会、職員のほとんどがパートタイム職員であります。これらの団体も3年度からは給与アップの対策が必要であると思います。しかしながら指定管理料は、るーぶるやハーティーセンターなど3年度も2年度と同額、もしくは三山館では2年度より115万5,000円も下げようとしています。これらの団体職員の給与は町からの指定管理料や補助金に頼っているのが現実であります。

町も役場に勤めるパートタイム職員の人件費予算を、元年度の約3億円から新年度は3億5,100万円と、5,100万円の約1.17倍の予算を計上いただいているところでございます。愛荘町の役場をはじめ町のすべての施設に働くパートタイム職員が、等しく同一労働同一賃金の恩恵が、1年遅れでありながらも享受できるよう、令和3年度の指定管理料や補助金の人件費に係る積算額から、役場パートタイム職員と同じく1.17倍の上積みをするものの英断を町長に求めるものでありますけれども、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 指定管理者における待遇等の改善につきましては、指定管理や業務委託における仕様書において、労働基準法をはじめとする関係法令を遵守し、業務形態に見合った適正な人員を配置することとしております。また、指定管理者選定の際には、業務内容に見合った適正な人員となっているのか、業務形態および労働条件などが法令を遵守しているかなどの確認も行っているところであります。

なお、具体の給与や処遇につきましては、受託者の経営判断によるものと理解をしております。今後も受託者に対して、労働基準法や労働安全衛生法など違反がないか確認を行うとともに、モニタリング時や月例報告時に、必要に応じて労働関係法令の遵守の指導に努めてまいりたいと考えております。

町といたしましても、聞きながら、そのあたりの状況は把握をしながら検討、考えを進めていくということで進めてまいりたいと思っております。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 中小企業の働き方改革、来年4月から施行せんならんという
ことで、しかしながら指定管理料には3年度から待遇改善をしていかなあかんという
ような費用が全然見られてないのですね。

やはり町長、最後の方におっしゃいましたけれども、これはやっぱり同じ愛荘町の
施設に努めているパートタイム、役場のパートタイム職員も然りですけれど、皆さん
の力で愛荘町の施設が、他の指定管理者の協力も仰ぎながら愛荘町の施設が動いてい
るわけですよ。それに対して役場は最低限の1.17倍の予算を今年持たれましたけれど
も、指定管理者、どれだけ努力しても、例えばスポーツセンターとかハーティーセン
ター、使用料を町民から取ろうと思っても、免除規程とか何とかがあつて十分な収入
は得られない。あるいは一ぶるにしても、あそこの店で売り上げて、それを儲ける
だけが唯一の自己財源になるわけですよ。ですけれども、びん手まりを今まで2万
2,000円でいたのを3万円ですよというようなことはできないわけですね。そういつ
たことから含めると、やはり町が同一労働同一賃金の中小企業対策を援助してあげ
る、支援してあげる、そういった思いを3年度は持ってもらいたいと思いますので、
再度そのお気持ちをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 基本的には、それぞれの指定管理を受けてくださっている団
体様、その組織様と協議をしながら、率直に伺いながら真摯に対応を進めていくとい
うことになるかと存じます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 十分な協議をしていただいて、指定管理者もやっぱり同じパ
ートタイム職員を雇用するにしても、やはり国の同一労働同一賃金に応えたいという
気持ち、その気持ちが自分のところだけでは致し方ない、解決できないということに
なると、やはり町が少しでも支援をしてほしいというのが偽らざる気持ちであります
ので、ぜひとも3年度の指定管理あるいは補助金に向けて、格段のご尽力をお願いを
したいと思います。最後に、3点目の「ふるさと納税の寄付状況と返礼品メニューの
検討結果」について、質問をいたします。

私は、昨年6月定例会の一般質問において、ふるさと納税の実績と今後の方向性に
ついて、観光物産推進室長からお聞きしました。その結果、平成29年度は過去最高

の7,600万円余の寄付がありました。30年度は総務省の指導により返礼率を3割以下としたことにより、高額寄付者が減少し、寄付総額4,957万8,000円、寄付件数1,755件となり、純益は2,866万5,000円との答弁をいただきました。

昨年12月26日付けの朝刊によりますと、ふるさと納税仲介サイト「さとふる」のアンケートに答えた自治体の6割で、昨年4月から9月の寄付額が前年同期より増えたとの報道をされていました。「前期の2倍以上」が25.2%を占め、これは返礼率の3割以内の規制指導により、一部に集中していた寄付が分散したためとの分析がされています。

そこで、本町の実態について観光物産推進室長にお尋ねします。前述の全国的な流れによると、令和元年度の本町へのふるさと納税額は、平成30年度の寄付総額5,000万円より増えているのではないかと予測しますが、昨年末での実績および今年度末の実績見込みはいかほどと予測されているのか、答弁を求めます。あわせて、その実績および実績見込みの要因をどのように分析されているか、お尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 観光物産推進室長。

○観光物産推進室長（小林充周君） ふるさと納税の昨年末の実績等について、お答えをします。

令和元年12月31日までの実績は、寄付額5,941万2,970円、寄付件数で888件でした。また、令和2年2月20日現在で寄付額6,230万9,970円となっており、前年2月21日から3月31日までの寄付実績約400万円相当が今回も寄付されると仮定いたしますと、今年度の実績は、約6,600万円程度になることが見込まれます。また、寄付件数は1,090件を見込んでいます。

次に、令和元年度の実績見込みおよび要因分析について、お答えをいたします。

今年度のように前年度に比べ寄付額が上がっているが、寄付件数は下がっているような、ねじれ現象となっており、分析は難しいところがあります。結果として言えることは、高額な寄付をいただいた方が多かったということでありまして、100万円以上寄付いただいた方が13人となっており、お一人による現在の今年度最高寄付額は、約800万円となっています。

農林商工課といたしましては、ふるさと納税事業を活用し、多くの方に愛荘町を知っていただき、町の自慢の特産品を味わい、手に取って楽しんでいただくことが目的と考えています。よって、寄付件数が減っていることが一番の懸案事項と感じており

ます。

平成30年10月に全返礼品の返礼率を3割以下に改定したことが影響し、それまで返礼率のよかった返礼品がなくなったことによる寄付離れはあったと思っております。

寄付が一番多いのは5,000円から1万円程度の設定帯となっていますので、このあたりの価格帯に応じた特産品を増やすこと、また、現在、ふるさと納税サイトといたしまして「ふるさとチョイス」のみの登録となっていますので、サイト数を増やすことも検討したいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） さて、全国どこの市町村にふるさと納税しても、返礼率は3割と変わらないとなると、いかに地域の密着した、一般に購入困難な連例品を用意するか、あるいはふるさと納税制度の原点でもある、町出身の方からの寄付、すなわち、この愛荘町で生を受け、お世話になった町だが、都会に住む中で、ふるさと愛荘町に納税していない。実家の年老いた母一人が心配だ。あるいは、空き家となっているが、先祖からの家を守っていきたい。そういった思いの方々からのふるさと納税や、近隣市町住民からの声として、愛荘町の図書館は蔵書も多く本を借りて読みたい。そんな方々がかなりの数でおられるのではないかと推測します。

私は昨年6月議会で、これから全国的に3割以内の返礼品が定着すれば、特産品のPRと提供企業育成の一端を担うふるさと納税から一歩飛び出し、返礼品を受けない代わりに、地域課題の解決に活用したソフト事業にも活かすべきだと提案しました。

具体的には、寄付額の3割以内に見合った返礼品の代わりに、「空き家定期的開放掃除サービス」「高齢者見守りサービス」「町の図書館利用サービス」などの検討であります。これらのサービスメニューは、文字どおりそういった声に応えられるサービスではないかと考えています。当時、室長からは、今後検討していきたいとの答弁をいただきましたが、その検討結果について明言を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 観光物産推進室長。

○観光物産推進室長（小林充周君） 検討結果について、ご説明させていただきます。

まず、「空き家定期的開放掃除サービス」について、サービス提供事業者のご意見を聞いておりますと、所有者の方等がおられない中で、家の中に入り清掃等の業務をすることに對し抵抗があると指摘をされています。現状として、サービス提供が難しい

と考えております。

次に、「高齢者見守りサービス」について調べましたところ、滋賀県下では3自治体が本サービスを返礼品として取り扱っておられます。いずれもサービス提供事業者は郵便局となっています。3自治体とも本サービスに対する寄付実績は0件となっており、ニーズは低いものと考えられます。よって、返礼としての効果がないと思われ、取り扱いは考えておりません。

次に「町の図書館利用サービス」について、来年4月からの実施を検討しています。利用希望申請によりサービスを利用いただき、コストもかからず、少しでも愛荘町にお越しいただく機会ととらえ、PR方法も含め、うまく運用できればと思っております。

いずれにしても、農林商工課におきまして、ふるさと納税事業を実施するという事は、地元事業者による特産品の発信が一番の役目と考えております。各種サービスにつきましては、担当課と協議のうえ、実用性があり、かつ、効果的なものを採用したいと思っております。他市町の工夫も参考にしながら、魅力ある返礼品の提供、事業拡大への取り組みを推進していきます。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 一番に答弁いただきました「空き家定期的開放掃除サービス」です。これは室長おっしゃるように、確かにシルバー人材センターとか、あまりおうちと関わりのない、全く別の人がその家へ入って掃除するという事は、確かに難しいのかなと思っております。

しかし、愛荘町から外へ出られて、そして空き家が愛荘町にあるという方にとっては、やっぱり東京や大阪から毎週、あるいは月何遍帰って来て風を入れるというのは、なかなか大変だ。そういった中で、そのサービスをするということは、私はニーズはあるのではないかなと。例えばシルバーに頼まず、そのおうちの親族とか、そういった方がその地域、近くにおられたら、その人をサービス提供事業者として、そして寄付の3割の範囲内で報酬をその方にもらってもらう、そういったことも可能ではないかと思っておりますので、これももう一度、再度検討もしていただきたいなと希望をいたします。

それと、ふるさと納税の関わりですけれども、当時、ふるさと納税はまちの財源を得るという考えで総務課で所管していたと思うのですね。そして今現在では特産物振

興という形で、農林商工課に所管が移っていると。今回、ただいまの答弁でソフト事業にもかかわっていきたいというようなお話がありましたので、私はソフト部門も取り入れたふるさと納税制度ということになると、国でこの所管は総務省がしているわけですね。やっぱりこの所管はみらい創生課とか、そういった形の企画サイドで、役場全体のふるさと納税制度という町の財政も含めながら進めていく、そういった形で所管換えした方が、特産物振興一本より、より一層大きな目でふるさと納税が見られるのではないかと。そういうふうにご検討をしております、その私の思いについて副町長、どのようなお考えをされているか、お聞きしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田政則君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

当初は総務課が所管しておりまして、そして今現在は農林商工課が所管しているということで、その所管について、みらい創生課（企画部門）で担当されてはどうかというご提案でございました。今現在、ふるさと納税の事業に関しましては、やはり愛荘町自慢の特産品をどうやって磨き上げて、そしてどんどんPRして行って、そして最終的には寄付につなげていくと、そしてそれを地域活性化にもつなげていくというところで、どういう取り組みができるのかという視点で、その点に的を絞って今取り組んでおるといところでございますので、農林商工課で引き続き所管を当面の間はしたいと考えてございます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 私の提言が受け入れていただけないのですけれども、今後ともふるさと納税を町全体で見てもらおうというような気持ちで進んでいただけたらと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（竹中秀夫君） ご苦労さんでした。

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩いたします。再開1時とします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けてまいります。

◇ 西澤桂一君

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤桂一君。

〔4番 西澤桂一君登壇〕

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤桂一です。私は、一問一答で、今回設置されました庁舎等のあり方検討委員会の委員募集について、2点目がその職務について、3点目が庁舎の集約化について、以上3点につきまして一問一答でお尋ねをしてみたいと思います。

既にスタートしておりますが、「(仮称) 庁舎等のあり方検討委員会」についてお尋ねをいたします。検討委員会は、行政の方向を決めるものとして、非常に重要な使命を持ちます。先の「愛荘町ゆめまちテラスえち活用検討委員会」では、途中から行政が介入し、それまでの流れを変えてしまったというような思いがあります。いくなれば、行政に都合のよい答申を出す委員会・使われる委員会であってはならない、町民にとって一番ベターな形を考える委員会であってはならないと思います。

もちろん、委員会運営だけではなく、その前段となる委員構成が重要な意味合いを持ちます。個人にしる団体にしる、私人の思いや利益を追求するものではなく、公益性・公平性を備えた委員が強く求められます。

特に今回の「庁舎等のあり方」は、町民の生活に直結する施設のあり方にかかる検討委員会であり、当該地域の活性化にも極めて大きい影響を及ぼす課題です。庁舎問題については、合併して13年が経ちますが、旧愛知川地区・旧秦荘地区の一体化が成り立ったとは言い切れない現状にあつて、一方に偏らない公明正大な検討が求めます。各施設の統廃合を否定するものではありませんが、住民が納得できる、きちんとした手順を踏むことが前提となります。このようなことから、次についてお尋ねたいと思います。

まず、あり方検討委員会の委員募集に関しまして、お尋ねをいたします。このことについて1月9日の全員協議会で、公募委員人数2人は少ないではないかと質問しましたところ、「委員は全員で15名、あとは関係団体から選出する」との回答でありました。

公募委員は、町民代表という位置づけにあり、多くの町民の意見を代弁する大事な役割を持ちます。それが中学校区単位で1名では、あまりにも少ないと思っております。

す。これでは到底、広く町民の意見を聞けないのではないかと思います。まずこのことについてお尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） お答えいたします。

庁舎等のあり方検討委員会では、愛荘町公共施設等総合管理計画および公共施設（建物）個別施設計画に基づきまして、今後、集約化などを検討するとされた公共施設ごとの具体の方針案をご検討いただく予定でございます。

具体の方針の作成にあたりましては、施設の所管部署が実務的な整理や整備手法を検討をするとともに、関係者協議など行って進めていくこととしていますことから、検討対象の施設に関係する団体から委員として8名の方に参画をいただいているところでございます。このうち7名が町内在住の方でありますことから、公募委員を含めまして9名の方が住民の方となっておりますので、幅広く住民の方のご意見を拝聴できるものと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問に移ります。

今までも多くの検討委員会が設置されてきましたが、住民の利便性に直接関係する委員会において、公募委員がこれほど少ない委員会はほかにはありませんか。

例えば昨年開催されました「愛荘町ゆめまちテラスえち活用検討委員会」では、委員12名中、識見者が2名、公募委員が7名選出されています。今回はなぜ2名なのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） お答えいたします。

関係団体の委員の多くが町内在住の方であるということが見込まれたこと、また、公募委員の人数につきましては、愛荘町における附属機関等の委員の公募に関する要綱の第3条第2項におきまして、「委員の10%以上を目標とする」としていることから、2名とさせていただいたところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ただいま回答いただきましたことにつきまして、再質問をさせていただきますと思います。

確かに、公募に関する要綱というのがあることのように思いますが、それでは、今まで開催されましたそのほかのものを見ておいても、例えば愛荘町のまちのランドデザイン構築検討委員会、これは委員 16 名です。内訳は、学識経験者 1 名、町長が必要と認める者 11 名、公募 3 名、滋賀県土木から 1 名と。しかも町長が必要と認める者の中には、各小学校区から 1 名ずつで合計 4 名、さらにこのほかに公募 3 名という構成になっております。

やはり地域事情とか町民の民意にしっかりと耳を傾けるといふのであれば、これは私はランドデザイン検討委員会というの是非常に妥当なものであると思っております。少なくともこのとおり、広く聞こうというような意思がここには伝わってきます。けれども、今回の 2 名というの、ほかの委員会に比べてもおかしいのではないかと思いますので、その点を確認いたします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） お答えいたします。

庁舎等のあり方検討委員会につきましては、公共施設で提供されております既存のサービス内容や仕組みなどを踏まえて検討するということでございます。検討すべき内容や狙いが異なっているということで、公募人数の違いが出たものと理解しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 4 番、西澤君。

○4 番（西澤桂一君） 次の質問に移ります。

（仮称）庁舎等のあり方検討委員会では、委員 15 名中、公募委員を除く 13 名は関係団体から選出するとのことですが、その団体名をお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） お答えいたします。

今回、愛荘町庁舎等のあり方検討委員会の委員のうちの関係団体でございます。区長・総代会、町商工会、社会福祉協議会、地域支援会議委員、社会教育委員、東近江行政組合、愛知川金融協議会でございます。

○議長（竹中秀夫君） 4 番、西澤君。

○4 番（西澤桂一君） 再質問いたします。

それでは、その団体の選定理由と言いますか、選定基準を聞きます。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○**経営戦略課長（陌間秀介君）** お答えいたします。

今回、愛荘町の庁舎等のあり方検討委員会でご議論いただく施設としまして、行政系施設として庁舎、保健福祉系の施設として福祉センター・保健センター、町民文化系施設として愛知川公民館・町民センター愛知川、その他施設として旧愛知川警部交番となっておりますので、以上の施設について関係する団体ということでお願いをさせていただいたところでございます。

○**議長（竹中秀夫君）** 4番、西澤君。

○**4番（西澤桂一君）** 再質問をもう1点いたします。

今回の検討委員会は、先の公共施設等の利活用を考える検討委員会とは、全く意味が違うと思うのです。先の検討委員会は全体の施設のあり方について考える者でしたが、今回はやはり、各施設一つひとつ、あるいは個別施設のあり方を考える検討会でありまして、委員が直接関係している施設であったり、指定管理を受けている施設であったり、こういう利害が絡んでまいりますと、やはりこれは少し判断が歪んでくるのではないかと思います。

冒頭にも申しましたけれども、公明正大な委員会であることが大事だと思いますので、このうち町行政の組織に組み込まれている団体、町の指導下にある団体、町の施設を利用している団体、町の指定管理団体、あるいは町から補助金を受けている団体等はいくつあるのか。これが多ければやはり内部化に陥ってしまうなど、こういう懸念を持っておりますので、お尋ねをいたします。

○**議長（竹中秀夫君）** 経営戦略課長。

○**経営戦略課長（陌間秀介君）** お答えいたします。

補助金を交付している団体というところではいきますと、商工会等補助金を出させていただいておりますし、指定管理の関係で社協さん等については、それぞれ指定管理料を受けていただいているところかなと思っております。以上でございます。

○**議長（竹中秀夫君）** 4番、西澤君。

○**4番（西澤桂一君）** その2か所だけですか。そのほかにもありませんか。

○**議長（竹中秀夫君）** 経営戦略課長。

○**経営戦略課長（陌間秀介君）** 私の知るところでは、その2つかなと思っております。ただ、委員としてお願いをして、謝金等お支払いをしているところというのは、ほかにもあると思いますけれども、補助金ということであれば、その2団体であろう

かなと思っております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問に移ります。

応募資格に、「応募時の年齢が20歳以上50歳未満」という条件がありますが、この理由を問います。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） お答えいたします。

愛荘町総合管理計画の策定の趣旨は、将来的な人口減少が見込まれており、今後の財政負担の増大や施設の利用者の減少などを見据え、公共施設等の適切な維持管理・更新・長寿命化・集約化などの基本的な考え方を定め、住民の皆さんにとりまして必要な施設の機能を将来にわたって引き継いでいくため計画を策定したものでございます。

公共施設を良好な状態で将来の世代にどのように引き継いでいくのかを検討するにあたりまして、できる限り若い世代他の方に参画いただけるようにするため、応募資格を20歳以上50歳未満とさせていただいたところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ただいま回答いただきましたけども、何点か再質問として取り上げさせていただきたいと思えます。

まず1点目ですけれども、令和元年11月末の愛荘町の人口は、2万1,316人です。19歳以下が4,758名、50歳以上が8,238名、合計で1万2,996人ということになりまして、全体の61%の人が対象外ということになります。この人たちも身近な問題に関しましてその意見を述べる権利を持つ人たちです。この委員会の目的である「広く住民や関係機関と情報を共有しつつ」ということから、この人たちの意見を排除するという事は、私は妥当ではないと思えますが、これについて問います。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） お答えいたします。

年齢制限の関係でございすけれども、愛荘町におけます附属機関の委員の公募に関する要綱第4条第1項第1号に、応募資格等として、町内に住所を有する者または応募時の年齢が20歳以上の者とすると。ただし年齢につきましては、附属機関等の設置の目的、委員構成その他会議等の概要等を勘案し、合理的な範囲の中で別に定め

ることができるというふうにされております。

今回、公募委員の年齢につきましては、下限は 20 歳以上とし、上限については、設置の目的、委員の構成、その他会議の目的を勘案し、合理的な範囲として 50 歳未満とさせていただいたところでございます。町民の方のご意見を排除するというのではなく、今回そういった制限は一定設けさせていただいたところでございます。

いずれにしても、住民の方のご意見等につきましては、今後、検討委員会を開かせていただいて、書類等も今ホームページに 1 回目を載せさせていただいておりますけれども、広く皆様に周知もさせていただきながら、またご意見等も頂戴しながら検討委員会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 4 番、西澤君。

○4 番（西澤桂一君） 再質問の 2 点目になります。

1 月 9 日の全員協議会で示されました文書、これには、応募資格は 20 歳以上 60 歳未満となっております。ところが今回配付されましたチラシでは、20 歳以上 50 歳未満となっているわけです。議会に説明されましたものとは 10 歳も制限されているということになっておりますし、また、50 歳代というのは非常に愛荘町を背負っておられる働き盛りの方々に、家庭的にも非常な経験を有しておられる方でありますから、ここを排除したということ自体が少しおかしいと思っております。

そして、まずこのことにつきまして議会全員協議会で示しておりながら、この変更をしたということの意図は何も我々には知らされておりません。これではやはり、全く議会に対しての説明とは違いますから、そういう意味で、この 10 歳を厳しくした理由は何なのか、排除した理由は何なのか、そして議会に対してはなぜこのことについて説明されていないのか、その 2 点をお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） お答えいたします。

全協で説明をさせていただいた際にお配りをさせていただいた資料でございますが、今おっしゃっていただきました部分につきましては、もともとの個別施設計画の時のものを流用いたしましてつくった加減で、修正前のものをお配りさせていただいたということで、その後、再度配り直しをさせていただいて、周知をさせていただいたところでございます。

今の合理的な範囲というところのお話でございますけれども、今回設置をいたしました愛荘町庁舎等のあり方検討委員会につきましては、公共施設等の総合管理計画および公共施設（建物）個別施設計画に基づきまして、行政機能の配置の最適化についてご議論をいただくという予定をしておるところでございます。

総合管理計画につきましては、今後 40 年間を見据えたうえで 10 年間を基本計画として、個別施設計画についても計画期間の周期は同じ、2026 年としておるところでございます。委員構成から見ましても、各関係団体の代表の方はどうしても年齢層が高くなる傾向がございます。当然、人生の先輩でございますし、愛荘町の歴史などご存じである方々のご意見は非常に大切であるということ、また必要であるということは理解しているところでございます。同時に、これからの愛荘町を担っていただく現役世代の方々のご意見も拝聴したいというふうに考えておりました、10 年先を見据えた現役世代として 50 歳未満とさせていただいたところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 4 番、西澤君。

○4 番（西澤桂一君） 水掛け論になりますから深くは言いませんけれども、校正したというものを配ったというのは、いつお配りいただきましたか。それを私はいただいてませんので、その点を確認します。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 全協が終わった後、すぐにお配りをさせていただきました。その日の全協のそのあとにすぐ、お配りをさせていただいております。

○議長（竹中秀夫君） 4 番、西澤君。

○4 番（西澤桂一君） 再質問を続けます。

公募委員の応募は 2 月 10 日 17 時で締め切りとなりました。応募結果はどのようになっているのか、問います。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 公募の応募の方が 1 名であったということで、そのままその方を選定ということでさせていただきまして、既に会議は 2 月 28 日にさせていただいておりますけれども、その日に来ていただくようにということで通知もさせていただいて、参加もさせていただいております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 4 番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 第1回既に終わっておりますので、その時に配付されました委員名簿では、公募委員は1名なんですね、載っているのは。そしてあと1名は人材バンクということになっております。人材バンクというのはどういう団体で、どういう位置づけになるのか。また、先に回答になりました選定基準に合致するのか、問います。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） お答えいたします。

公募委員は1名であったということでございます。要綱第3条3項におきまして、公募の定数枠を設定した場合、満たなかった場合は指名その他の方法というふうにしております。そういったことから、人材バンクに登録ある方から選任したということでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 結局、公募委員につきまして、私は不適正な応募条件だなど思っているのですけれども、そういうようなことが原因で今回は人が集まらなかった。こういうような方法で人選をされたということにつきまして、やはりしっかりとした使命を持つ委員会というような考え方でいきますと、もうひとつしっかりとした取り組みをすべきだなど思っております。

それで、昨年ちょうど12月の一般質問で外川委員から、検討委員会あるいは運営委員会・推進委員会等の運営につきまして質疑がございました。この中で、全く発言がない委員、欠席が多い委員などの指摘があり、委員の選出方法や審議の進め方についての質疑があったことはご承知だと思います。副町長からも、答申は町政に大きく反映するものであり、尊重していると。また今後どのような形が一番いいのか検討していくというような回答もされております。これは、今、私はこれを具体例として質問していた形になりますが、今回の委員会設置でこの「検討を進めていく」というようなことは、どういうようなことに留意されたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） お答えいたします。

先日行われました委員会の中でも、委員長の方から、必ず皆さん、一言は言っていただけお帰りいただくようにということでのお話もあったところですが、進行上も、基本的には皆さん必ずご意見を頂戴すると、欠席をされる場合については、

事前に資料を配付させていただくので、そういったご意見を必ず何かしらいただくというようなところでの整理をしているところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問に移ります。

公募委員の選定等も終わっております。第1回目が2月28日、2回目が3月25日に予定されているようですが、この後の日程・予定等につきましてお伺いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） お答えいたします。

去る2月28日（金）に第1回の委員会を開催させていただいたところでございます。次回につきましては、第2回目の委員会を3月25日（水）に決定をさせていただいております。これはホームページ等にも掲載をさせていただいております。

以降の会議日程につきましては、今後、委員の皆様と調整をさせていただくということで、現在調整中ということでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 考えておられるのは、だいたい何回ぐらい、この検討委員会をされまして、そして町長に対しては提言をいつ頃にするという予定を持っておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） お答えいたします。

全協でもお話をさせていただいたところですが、だいたい5回ないし6回というところで考えておるところでございまして、夏ごろまでにというようなところで思っているところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） そうしました時に、町のランドデザイン構築検討委員会があります。これとの関連性というのはどのようになるのか、お尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） お答えいたします。

町の将来像を実現すべくというようなところで、ランドデザイン構築に向けて検討をいただいているというところでございます。

個別施設計画の策定については、公共施設ごとに今後の具体的な方向性を整理したものであります。ですので、両者のその狙い・目的・検討内容につきましては異とするものであると、単純に両者の関係性を比較するということは困難であるのかなと思っております。

そのうえで一般論ということで申し上げますとすれば、新しい計画を作成・改定する場合には、既存の計画等との整合性を図っていくことが必要であるというように考えております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次は町長にお尋ねをしたいと思っております。

今、町行政の運営手段として重要な各種検討委員会のあり方が問われています。町民は、委員が誇りを持ち、少しでも自分のまちをよくしたいという強い思いのある検討委員会を求めているのではないのでしょうか。今回の検討委員会は、広く町民の意見を聞いてもらえないという不信を多くの方々から聞いております。こんなことは初めてであります。それだけ今回の検討委員会への関心は高く、やり方によっては町政への不信を募ることにもなると思っております。

今もいろいろ質疑をしてきましたが、結論として、この検討委員会の実態は内部会議に等しく、また町民の大半を対象外としており、あるべき姿の委員会とは言えないというように思います。庁舎等のあり方検討委員会の委員構成は見直すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 議員がご質問の中で触れられました「少しでもまちをよくしたいという強い気持ち」は、私も同じであります。また、将来世代に課題と負担を先送りするわけにはいかないと考えております。

経緯でございますが、2017年3月に「公共施設等総合管理計画」を策定し、さらに住民や団体代表、学識者等で構成された「愛荘町公共施設等の利活用を考える検討会」を設置し、議論を重ねていたたけうえで答申をいただき、2019年3月に「公共施設（建物）個別施設計画」を策定したところであります。

今回は、その個別施設計画で示された具体的な方向性に基つき、整備手法などの具体的の方針案をご議論いただくため、住民や関係団体等による委員会を設置したところであります。

委員構成については、町内在住の方に多く入っていただく中、住民としてのご意見も出していただきながら、将来世代のためにしっかりとご審議いただけると考えておりますので、現段階で委員構成を見直すことは考えておりません。

また、少し述べさせていただくならば、関係団体の代表としてそれぞれ委員として参画をいただいております方々でもございましたが、第1回の検討委員会の様子を私もずっとご一緒をさせていただいておりましたが、団体の立場でのご意見もというのもまたございましたが、また住民としてのご意見を将来を見据えながら真摯に考え、率直にお話しをいただけるというように強く感じた次第でもございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 町長、その時に傍聴したというお話なんですけれども、その時に委員の方から、一人も女性が委員に入っていないということが指摘されたとは私は聞いております。愛荘町2万1,000人、この半分は女性であります。町も男女共存、そしてから男女参画を行政の基本理念としておられます。全く女性の意見が反映しない委員会というものもどうなのかと思えますし、やはり先ほどから質疑しておりますとおり、公募委員につきましても、いろいろ規則があるというような話なんですけれども、全体から見れば非常に不条理な条件のために、結果として1名しか集まらなかった、こういうような状況ですから、委員事態を見直すということできないかもわかりませんが、私はやはりそういう点を見直した弾力的なことで追加等も考えてはいいのではないかと考えておりますが、今からでも遅くはないと思っておりますけれども、その点は町長、どうでしょうか、お尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほども答弁を申し上げさせていただきましたけれども、現在としましてはもう既に諮問をさせていただいております中、またそれぞれ関連なご意見ということを本当に賜っていただけるというふうにも存じております。

またご発言の中で、男女の部分でおっしゃっていただきました。そのようなご意見ということは委員の方からも寄せられていますが、全体を見回して、1つのミクロということではなくマクロの中で、やはり町内の男女共同参画ということに関しての事柄はしっかりと進めていかねばならないなというふうにはとらえておりますが、1つの委員会をとらえまして、それで是非というところではないかというふうにも存じます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ちょっと確認させていただきます。今、町長の方で、1つの委員会の結論をとらまえて云々というお話がありました。そののところをもう少し詳しくお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどおっしゃっていただきました部分というのは、今回のあり方検討委員会の中でご発言があった委員の部分でございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次に、あり方検討委員会の職務等についてお尋ねしてまいります。

委員の職務として、「愛荘町公共施設（建物）個別施設計画に基づく行政系・町民文化系・保健福祉系の各施設のあり方について検討するとされておりますが、どういう施設が対象になるのか、個別に施設名をお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） お答えいたします。

対象施設につきましては、公共施設（建物）個別施設計画（第1期）におきまして、今後検討するとされた施設を対象に検討をしていただく予定でございます。

行政系施設といたしまして秦荘庁舎・愛知川庁舎、保健福祉系として福祉センター・愛の郷・ラポール秦荘いきいきセンター・秦荘保健センター・愛知川保健センター、町民文化系として愛知川公民館・町民センター愛知川、その他施設として旧愛知川警部交番の、以上の9施設でございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） では、以下は町長にお尋ねしてまいります。

この検討委員会の目的は、施設規模や財政面を考慮し、住民サービスの維持向上、持続可能なまちづくりの推進、効果的・効率的な行政運営が図れるよう検討するというようにされております。であれば、なぜ行政系・町民文化系・保健福祉系以外の施設は対象としないのか、除く理由につきまして全く理解ができません。すべての施設を対象とすべきでないか、お尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 検討委員会は、個別施設計画で定めた方向性に基づき、その

具体策を取りまとめていただくものであり、具体策が未策定である公共施設を対象に、順次検討する予定であります。

今回は、第1弾として行政系、町民文化系、保健・福祉系、その他市設の行政関係の9施設を対象としています。引き続き第2弾として、子育て支援系、社会教育系、スポーツレクリエーション系施設の教育関係の15施設を対象とする予定にしております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問をいたしたいと思います。

なぜこういう質問をしたかと言いますと、私は昨年の3月議会で、愛荘町公共施設個別施設計画に関しまして、この計画は個々の施設のあり方についてであり、全体をまとめるにあたっては、やはり均衡のとれたまちづくりが大切であると。そのために最初にまちづくりとしての全体像をつくるべきで、旧愛知川地域にはこういう施設を置き、旧秦荘地域にはこういう施設を置くという、こういう構図が大事であるということをお願いしました。これに対しまして町長からも、「そのとおり。本計画を進めるうえで、まちの全体像を示すことは大事である」と、こういうような回答をいただいております。

現在進行中のランドデザイン事業との関係もありますけれども、検討結果において主要施設が旧愛知川地域に集中するというようなことは避けなければなりません。そのためやはり、最初、スタートラインから全体像を示して、そして次に個々の施設のあり方を検討するという手順を踏むと、このようなことが非常に大事であると思っておりますし、町長もそういうような答弁をいただいているのですから、やはりこのところにつきましては整合性のある答弁をいただきたいと思っております。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどご質問いただきました件でございますけれども、ランドデザインを検討、またこの構築委員会の中で議論を進めていただいているところでもございますが、あくまで施設の計画ということに関しましては、公共施設等の総合管理計画に基づき現在は個別施設計画を定めております。この具体の部分に関してどのように進めていくかというところで、現在、あり方検討委員会で進めていただいているということでございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） そうしますと、結果的ににおいて地域に偏りがいいのか、そこを一番心配しているわけですので、どの地域に何をという、そこまでは注文をしておりますので、そういう偏りがいいのか、有無か、そこについての町長の考えをお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） あくまで個別の施設計画でそれぞれの施設の今後のあり方ということの方針は示されております。偏りということは、町内全域を見渡したうえで、このような方向にするということはこの個別計画の中で定めておる次第でもございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問に移ります。

公共施設個別施設計画（第1期）において方向性やスケジュール等が決められ、さらに施設によっては複合化・多機能化・集約化あるいは売却など具体的に決められているものもあります。

今回のあり方検討委員会は、先の公共施設等の利活用を考える検討会とどのように違うのか、また、どういうことについて検討するのか、具体的にお尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 公共施設等の利活用を考える検討会は、愛荘町公共施設等総合管理計画を踏まえて、公共施設等個別施設計画案をご審議いただき、施設類型ごとに今後の施設の具体的な方向性やスケジュール等を整理をいただきました。

また、計画の取り組み方法は、施設所管部署が事務事業を遂行する中で主体的に実施するものとし、実施にあたっては、実務的な整理や整備手法を検討するとともに、計画段階から関係者協議など町民や議会・関係機関等と情報共有し意見を聞きながら進めていくことと整理をいただきました。

その取り組み方法に従って、庁舎等のあり方検討委員会は個別施設計画において実務的な整理や整備手法を明確に定められなかった公共施設を対象に、関係機関だけでなく住民の皆さんと情報共有しながら、具体の方針案を策定いただくことを諮問しているものであります。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） このように見てまいりますと、この検討委員会の本命は、庁

舎の集約を図るための下地づくりではないかなと、こんな思いがありますので、次は庁舎に絞りまして町長にお尋ねしていきたいと思っております。

まず1点目ですが、庁舎について町民が持っている感覚は、合併協定書にうたわれている「当分の間、新設はせずに現愛知川庁舎を本庁舎、秦荘庁舎を分庁舎として使用する」であり、その「当分の間」とは、「2町が全く1町として新しい住民感情ができ、将来的に一体性が確立されたら、分庁方式は再度検討する必要がある」であります。町長は、現在ではこの「2町が全く1町として新しい住民感情ができ、一体性が確立された」と理解されているのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 合併協定書には、「新町の事務所は、当分の間、新設せずに現愛知川町役場を使用する」とされ、愛知川町役場を本庁舎、秦荘町役場を分庁舎として、両庁舎の有効活用を図ることが位置づけられています。

議員は恐れ入ります、誤解をされておられる部分があるかと存じますけれども、合併協議会の委員の一人が、いずれ庁舎を一本化する必要があり、後で柔軟に対応できるように、「当分の間」を協定書に入れるということをご提案されました。この際に、新しい住民感情ができ、一体性が確立されても、分庁方式を続けていくのですかと逆説的に述べて、他の委員に説明されたのが事実であります。議員のご理解とは異なる趣旨での発言でございました。

この「当分の間」は、近隣で合併を検討されている市町が10年程度で庁舎を一本化するということを想定して、「当分の間」とされているものを参考にして、協定書に追加することとされたものでございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 今の町長の答弁、私にとっては非常に心外な答弁をいただいたと思っております。

私は誤解も何もしてないです。この点につきましては、やはりしっかりと確認をしていきたいと思っております。今まで何回もこの庁舎問題につきましては、先程の「1町が云々」ということにつきましては、「当分の間」ということにつきましても、この議会で質問をしまいたけりましてけれども、そこにつきましては今答弁をいただきましたような、協定書に「当分の間」を入れることを提案されましてと。あるいは逆説的に述べたものがそういうことになったんですよというようなことでございますけれども、

じゃあ、この根拠となる文書、それをぜひ提示をしていただきたい、このように思います。

住民も含めまして我々も、協定書がすべてであると。いうならば、合併するにあたっての憲法みたいなものが協定書であると思っています。協定書の中にそういうような複本的な解釈をするような文書があつては当然ならないと思っていますので、まずその根拠となる文書を提示していただきたい。これがまず1点目であります。

そしてから、2点目は、私は質問いたしましたのは、町長が一体化として住民感情が確立されたのかどうなのかと、こういうことをお尋ねしているわけですので、今答弁いただきましたことは、少し私の質問とは違うお話であろうと思いますので、まずその2点についてお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） まず1点目でございますが、その当時の記録というところでもございますが、合併協定書は会議録というものにしたためられておまして、行政情報コーナーに既に配刊されております。その中で議事録をぜひまた追っていただければというふうにも存じます。

また、先日の庁舎等のあり方検討委員会の中で、その中の合併協定の中にも入ってくださっていた委員の方からも、「どうかご理解をいただきたいというところがございます」ということを発言の冒頭でもおっしゃってましたが、そもそも合併の時に「庁舎はもう早く統一したものにしていかなければいけない」という議論の中で進めてきたことが、今日までそこに向き合わず進んできてしまっているということなんですということを、当時、委員の中にお一人入っていらっしゃった、委員というか、この協議会の中に入っていた方からのご発言としてもございましたので、それはこの場でもご報告申し上げたいというふうにも存じます。

また住民感情ということでもございますけれども、町の一体感というところでもございますが、私も議員の先生方も、例えば愛荘町の子どもの教育等々について考える時に、自然に町内のすべての子どものことを考えているのではないのかなというふうには存じます。従来の町とは違うところの愛荘町内のどこかに小学校を指して、「あれは別の町の子もだからな」ということは当然思わないわけで、また私たちが他の市町に行った時に、「どこから来られましたか」というふう尋ねられても、自然に「愛荘町」というふう先生方もお答えになられると思います。そういう点におきましても

1町としての新しい住民感情はできており、また一体性も形成されておるといように感じております。

また、全体の部分に関しての住民の皆さんの様々なご努力というものは、私、大変あったというふうに敬意を持っているものでございます。いろんな団体様、それぞれの歴史があった中で、商工会さんであったり社会福祉協議会さんであったり、シルバー人材センターさんであったり、遺族会さんであったり、介護保険運営協議会であったり、子ども連絡会であったり、PTA連絡会であったり、文化協会さんであったり、体育協会さんであったり、スポーツ少年団であったりというのは、もう既に1つのものとして動いてくださっています。これからそういうアクションを今やっというよということで、観光協会さんであったりとか、グラウンドゴルフ協会さんもお取り組みを今進めていただいているというところもございますので、そんな点では町内の皆さんの大きなご努力に敬意を持っている一人でございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） まず1点目の、ですからその文書は提示いただけるのですね。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 行政文書コーナーの方で、既に配刊をされているというものでございます。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後1時49分

再開 午後1時50分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 町長、先ほど答弁いただきました中で、愛荘町の子どもたち、それは「この子は東小学校、あるいは……」というような見方はしませんよ。当然、愛荘町の子ども全体を通じてしっかりと学力も向上もやってほしいし、環境も整えていきたいし、そして福祉の面についても一体として見ております。

けれども、これと庁舎問題を1つにするというのは、それをもって当然、町が合併した以上は1つのものとして進めていくということは当たり前のことです。それと庁

舎問題を、だから2つのものを1つに、これが理解を得られたというのでは、これは本質的に問題のすり替えだと思いますけれども、再度その点をお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 私が申し上げておりますのは心理的な部分というところでは、そもそもそこを根拠にさせていただいているのであれば、それは根拠として違いますということを申し上げております。

また、今日も答弁の中で何度も申し上げさせていただいておりますけれども、町にとっての課題でもございます。課題とまた負担となる部分も率直にそれぞれの公共施設、なってきました、なっております。これを課題として先送りするという事はできないということで、現在も庁舎等のあり方検討委員会の皆様にその現実的・具体的なお策を諮問をさせていただいているというところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問に移ります。

昨年の3月議会で私は、1庁舎への集約化の検討をなぜそんなに急ぐのか、質問をいたしました。これに対する町長の回答は、その時点が再度検討する時期なのか、非常に判断が難しいと答えられております。しかし、「分庁方式による緊急かつ重要な行政判断を決するときの職員の庁舎間移動や2庁舎の維持管理経費もある中、将来世代に負担を押しつけないという考えのもと、先送りすることなく検討する必要があるとして議論の結論を得た」との回答でありました。

この考えは、言うなれば、役場や職員の都合を主体とした考え方であり、利用する住民サイドの考え方ではありません。一番大切なのは、住民サイドから見て庁舎の統合が必要である、妥当であるという同意を得られるか否かであります。愛荘町公共施設等の利活用を考える検討会の議論を根拠に庁舎の集約化を進めようと考えておられるなら、到底、町民の賛同を得られないと思いますが、これにつきまして町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 当町におきましては、2017年3月に「公共施設等総合管理計画」を策定し、さらに住民や団体代表・学識者等で構成した公共施設等の利活用を考える検討会を設置して議論を重ねいただき、答申を受け、2019年3月に「個別施設計画」を策定し、施設の統廃合を基本原則に、施設ごとに具体的な方向性をとりま

とめました。

当町が現状の公共施設を保有し続けた場合、2055年までの今後50年間で公共施設の大規模改修および建て替えに必要な将来更新費用は総額468億円と、多額の更新費が必要となることが試算されています。

現在のそれぞれの指針でもございますけれども、例えば役場庁舎に関しては、愛知川庁舎のくらし安全環境課に住民の方がいらっしゃった際に、ご相談いただいた要件が秦荘庁舎の農林商工課の所管だとお伝えする際、この職員の心苦しい様子や、また住民の方の時間を無駄にして申し訳ないですというようなシーンに、町長就任以来何度も直面しております。

行政機能の配置の最適化を検討し、庁舎等の集約化により、住民の皆さんが生活上や業務上、手続きに来られた際にも、利便性の低下ということではなく、ワンストップで済ませることができるなどの大きなメリットが生まれてまいると存じます。

今後、少子高齢化に伴い、社会保障費が年々増加し、公共施設の維持管理費もますます増加していく中、変化する社会ニーズに対応して行政サービスが提供され、いつまでも住み続けたい魅力あるまちづくりが進められ、それらを支える行財政基盤が確立していくためには、将来世代に負担を先送りすることなく、個別施設計画に基づき整備手法などの具体の方針をとりまとめ、実行していく必要があると考えております。

今般、庁舎等のあり方検討委員会を設置し、住民の皆さんや関係機関等と情報共有しながら、公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づき、行政機能の配置の最適化を検討し、整備手法等の具体の方針を取りまとめるとともに、速やかに実行することで、いつまでも住み続けたい、幸せを実感できるまちづくりを進めてまいり所存であります。

住民の皆さんに公共施設の最適化・見直しの必要性をしっかりとご理解いただきながら、具体の方針を取りまとめていくことが大切であると考えており、検討委員会での審議状況を積極的に広報するなど、広報・公聴に工夫しながら進めてまいります。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 先ほどの質疑を通じまして、やはり2庁舎の維持費が高くつくとか、後代に責任を押し付けないとか、これも当然のことなんです。

ところが私、聞いている中で、町長、果たして具体的にどの程度それを感じておられるのかなという疑問がわきました。やはり、感覚的なものでここは進めるべきでは

ないと思いますので、例えば現庁舎の維持管理費ではだいたいどのぐらいであって、そして、それをどのぐらいにまでであれば許されるのであろうかと、そんな思いもお持ちでしたら聞かせていただきたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ご答弁申し上げます。

愛荘町公共施設等総合管理計画の中に記させていただいてもおりますけれども、今、両庁舎でランニングコスト等々で現在 6,000 万円というところ、両庁舎で支出をしておるといふ状況でございます。これには人的な部分というのは含まれないというところ、そしてまたこれをどのように数字が変化していくかというところは、現在としては、試算としては出してはおらないという状況ではございます。

○議長（竹中秀夫君） 4 番、西澤君。

○4 番（西澤桂一君） じゃあ、次の質問に、前回から関連はしてまいりますけれども、ですから、昨年3月議会の時に私は、「集約化に向けた検討を急ぐのではなくて、支所機能を確保するなど、将来人口、施設規模、財政状況等を考慮しながら、住民ニーズに対応する行政サービスの提供について、町民や議会・関係機関との情報共有と意見を聞きながら進める」とも町長から回答をいただいております。まさにそのとおりだと思います。

施設規模、財政状況から考えるなら、今までにも指摘されております社会教育系の郷土の偉人館、文化財資料室、その他に分類されている長塚共同作業所や格納庫、川久保・山川原にある3農業作業所、旧愛知川警部交番、旧秦荘幼稚園、旧山川原保育園、その他整理すべき施設は多々あると思いますが、まずここらから着手すべきではないのかというように思いますので、その点についてお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど様々な公共施設に関しましてもおあげいただきました。

これらも含めてでございますけれども、個別施設計画において今後の方向性が明確に整理された公共施設につきましては、計画に基づき取り組みを進めてまいります。

また、既に関係者協議を進めている施設もありますが、関係者との調整を行う必要がある施設が多く、協議が整いましたらご報告をさせていただきたいと存じます。

○議長（竹中秀夫君） 4 番、西澤君。

○4 番（西澤桂一君） 町長就任以降、直後には旧郡役所の、現在のゆめまちテラス

えちの運営方針の見直しに着手されました。その理由もやはり維持管理費が高いというようなことでありましたし、また、本年度の予算の編成にあたりまして、庁用バスの使用料金の見直しとか、あるいは介護激励金の減額とか、教育指導員や支援員の賃金の低減とか、施設の使用料の見直しなど、町民へのサービスを削るものが多々ありました。

最大の課題は財政の立て直しというように一方では言うておきながら、その一方で庁舎の一本化を進めて行かなければならない。先ほどの最優先に考えているのかという質問にたいしましても、きちんとした私は回答が得られていないなと思っております。

そういう中で、やはり私はただいま申し上げましたようにことから考えますと、町政の財政に対する一貫性がやはり見られないと思いますので、その点についての町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 町政の一貫性というところでございますが、もちろん一貫性ということ胸にすべて進めております。

現在、私たちが直面をしておる大きな社会の課題として、社会保障費ということが年々にアップをしていくという時、私たちの健康寿命ということをしっかり応援をしていかなきゃいけない、延ばしていかなきゃいけないというような大きな社会的な課題がある中、そこへ向けて町財政がもう全くお金がないので、皆さん、あとはよろしくやってくださいというわけになかなかいかないであろうと。そういう時には今日からぜひ財政的にも筋肉質にしていく、そしてまた社会保障費等々、また教育等々に振り向ける、人生を後押しするハードにお金を使っているという、なかなか余裕は今後恐らく厳しくなってくるであろうと思っております。そんな点では、一貫しながら人生を応援していくということに、より振り向けられるだけの財政力をしっかり持つてるようにしていかなければならないというふうな思いというのは、私は強く持っておりますが、私のみならず今日の社会多くの方に共有いただいている価値であるというふう存じております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再度確認の意味で質問いたしますと、町長、本当に庁舎の集廃合、これが一番最優先事項だというように考えておられるのですか。その点をお尋

ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 今、西澤議員がご質問いただいております点でございますが、最優先事項かというのを、どの分野というようなところ、前提なしにまた申し上げると結構そこだけを、「有村がこう言っていた」というふうなことだけの扱いをされると、非常にこちらとしても困惑をしかねない間でございますので、その点ぜひ、同じペースでできればありがたいなというふうに思っておりますが、まず、私が申し上げておりますのは、公共施設全体が2町合併してから14年経っているにも関わらず、全く難しい案件、この分野に対しては、申し訳ございませんが、進めてこれなかった町政がずいぶん続いていたというのが率直のところでございます。ですのでこの難しい課題を先送りするわけにはいかないというふうに、責任ある立場をお預かりさせていただいている私どもとして、また、いろんな意思決定を最終的にさせていただくことができる議会の先生方に率直にそのことをご報告、お願いを申し上げておるという次第であるというふうに存じております。

また、様々な分野で町が進めていかねばならない課題というところはございますので、今回のこのハードの1点だけを取り上げて、それを最優先か、いや、どうですというようなことは、申し上げるのは適切でないかと存じます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） わかりました。もう1つ質問通告しておりましたので、お尋ねしていきます。

仮に愛知川庁舎に統合するといたしても、まずスペースとして現庁舎だけでは狭い。当然、増改築が必要となってくると思いますが、増築する場所やこれに要する莫大な費用をどのように考えてるのか。また、秦荘庁舎については耐震化工事も終了しており、愛知川庁舎に一本化された場合、どのように活用されていくのか。こういうこともしっかり同時に考えていく必要がありますし、町民に示していくことも必要であると思っておりますが、この点についてはどのように考えておられるのか、お尋ねしておきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） なかなか全体として過程のご質問にお答えしていくということは控えていかねばならないなとも存じますが、町といたしましては現在諮問をさせ

ていただいております検討委員会でのご議論を見守ってまいりたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 今の答弁に対しまして、過程というようなお話でありましたけれども、やはりこれが今までもずっと何回も議会で議論にもなってきましたし、それを諮問もしておられるわけですから、大まかなところを、自分なりの意見を持ってないと、まるで白紙委任で委員会に丸投げというような無責任な状態になるのではないかなど。

先ほどもこのまちの将来で10年後・20年後どうしていくのか、そのビジョンを示してほしいというような質問がありました時にも、町長は、やはり非常に遠い昔のことですけれども、回答をされておられますから、すぐ身近なこの問題についてやはり、仮の質問で差し支えたいというのではちょっと無責任ではないかなと思いますので、再度確認をいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

私の考えすべてに通底しているものでございますけれども、ハードへの投資ということばかりが、町が動いている、町の行政が何かやっているというような時代はもうはるかに終わっているというように私は考えております。

そんな点では様々これからどういう機能の最適化がふさわしいのかというところを、個別計画にも沿ってでございますけれども、具体案を最終的におつくりをいただく中で、基本的に新たに大きなものをとすることは、私は、恐らく今までも申し上げておりませんし、昨年9月の答弁の中でも、新たに巨大な投資をしてということは考えておりませんということは、ひとつ触れさせていただいておるかとも存じます。

そんな点では、様々な機能の最適化をこれからも求めてまいりますが、それに付随して、大きな投資をどんどんとしていかなばならないというようなことは、今までもお伝えをさせていただいたことはないというふう存じます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 特に庁舎問題で、一番心配していますのは、秦荘東小学校校区では、町内でも少子高齢化が進んでおりますし、また当然、この愛知川庁舎が本庁舎になるということになりますと、非常に利便性が損なわれてまいります。これに対しましてどう対応していくのかと。一例でもよろしいから、庁舎の集約に伴って発生す

るいろいろな課題があると思いますけども、どのように対応していくよということを、やはり町民の皆さんには周知する必要があるかと思しますので、このことについてお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 住民の皆様の利便性の確保ということは大変重要なことであると当然私もとらえておりますので、その点は全く共有させていただいておりますというふうに存じます。

あえて申し上げさせていただきますけれども、大前提といたしまして庁舎機能を一本化をしていったとしても、支所機能を確保したうえで住民票の発行等の生活に密着した手続きにつきましては変わらず提供していくとの方針でありまして、これは昨年9月の議会でもご答弁させていただいております。どうか今後とも議員におかれましてはこの前提に沿った、私は大前提として申し上げます、この前提に沿ったご議論をまた賜っていただければありがたいと存じます。

なお、行政機能の配置の適正化を考えるにあたって、住民サービスの維持向上、持続可能なまちづくり、効果的・効率的な行政運営を行える観点を踏まえて検討することが大切であると考えております。そのことを踏まえてご議論をいただきたいということで、検討委員会への諮問にもあたってお願いをいたしております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ありがとうございます。

最後をお願いであります。ゆめまちテラスでもいろいろと住民説明会云々ということで揉めに揉めて、迷走、まさにしているなというような関係の運営方法でありましたので、ぜひともしっかりとした住民に納得がいけるような方法を取っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。以上で終わります。

○議長（竹中秀夫君） ご苦労さんです。

◇ 澤田源宏君

○議長（竹中秀夫君） それでは、引き続きまして1番、澤田源宏君。

○1番（澤田源宏君） 1番、澤田です。街路等の設置について、一括方式で一般質問を行います。

安孫子交差点から西に伸び、吉田・愛知川方面へと続く町道に、街路灯の設置が一

つもありません。愛荘町はこの道路を一級町道と位置づけていますが、その道路は稲枝や愛知川方面からの学生の帰宅路にもなっています。加えて、夕方には上下線とも車やバイクの方も多く利用されています。

残念なことに、昨年にはその町道で痛ましい交通死亡事故も発生してしまいました。愛荘町・豊郷町とまたがっていますので、両町が協議し、いち早く外路等の設置を要望します。

行政は「歩道の計画があるので、その時」と言われるかも知れませんが、昨今の技術をもってすれば、先に街路灯を設置しても、歩道ができてから付け替えることは容易だと思われます。悲惨な事故がこれ以上起こる前に、早急の設置を要望いたします。

○議長（竹中秀夫君） 産業担当政策監。

○産業担当政策監（中村喜久夫君） 澤田議員のご質問にお答えをいたします。

町道名神国八線につきましては、歩道整備を継続して実施をしておりますが、お尋ねの安孫子交差点から以西の区間は、歩道空間がなく歩行者の安全確保のため今後、歩道整備を進めていく予定をしております。

原則といたしまして、通行量の多い交差点などで道路照明灯の設置や、歩道が整備されたあと防犯灯の設置を行うこととしており、また、当該区間は通学路ではなく、自治会からの要望もこれまでなかったことから、現在、街路灯等の設置は行っておりません。

しかしながら、澤田議員ご指摘のとおり、当路線は直線距離も長く見通しがよいために、車両等が速度を上げる傾向にあり、過去に交通事故も起こっておりますので、今後、公安委員会や自治会等と協議をし、法定内速度を遵守いただくための看板、あるいは街路灯の設置などの対策を検討をまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） 通学路ではないかも知れませんが、学生の自転車で駅利用の通学が大変多いのが実情です。豊郷町とも協議をしていただき、住民の皆さんが安心・安全に通勤・通学ができるよう、早急に対策をお願いして、朝、議長から簡潔にと言われましたので、私の一般質問を終わります。

○議長（竹中秀夫君） ご苦勞さんでございます。

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩として、10分間だけ休憩しますので、よろしくをお願いします。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時25分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を引き続きます。

◇ 森野 隆君

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 3番、森野 隆です。本日、2つの質問をさせていただきます。愛知川右岸道路（県道湖東彦根線道路改良工事）について、そして観光振興について、お尋ねいたします。

それでは、1つ目、愛知川右岸道路（県道湖東彦根線道路改良工事）について。私たちの生活の活動や地域経済の観点からも、交通インフラ、道路整備は誰しものが望んでいることだと思います。そんな中、昨年夏に国道8号バイパスのルート案が決定し、私どもはとても喜んでおります。しかしながら、国道8号バイパスが完成するまでには、20年とも30年とも言われているのが現状です。今の国道8号の慢性的な渋滞の状況を考えると、そんなに長く構えていられる猶予はございません。特に国道8号の御幸橋周辺の渋滞はすさまじく、地域の一般生活のみにとどまらず、地域企業の経済活動にも重大な影響を及ぼしております。

国道8号は国土の幹線道路であり、災害時などは県の緊急時輸送道路に指定されており、そのような事態発生時に果たしてそれが機能するか、疑問に思っております。交通渋滞の緩和に向けた道路整備は住民の願いであり、昭和58年12月に当時の関係市町1市4町（彦根市・愛東町・湖東町・秦荘町・愛知川町）が、愛知川右岸道路整備促進期成同盟会を設立し、愛知川右岸道路実現に向けての活動が積極的に行われるかと思っておりました。実際に右岸道路計画ルート上にあった住宅も既に立ち退きされ、その跡地には促進期成同盟の看板も設置されました。しかしながら、現状はと申しますと、その愛知川右岸道路の話は一向に進んでおりません。立ち退きされ20年以上が経っている現在も、事業は全く進んでおりません。

また、期成同盟の看板も、合併して14年が経つにも関わらず、つい最近まで看板の立っている用地は草がぼうぼうで、愛東町・湖東町・秦荘町・愛知川町といった古

い町名の看板がそのまま立っていたありさま、あまりにもひどい状態が続いております。

そこでまず、この期成同盟の立ち上げの経緯をお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

本道路計画につきましては、琵琶湖から鈴鹿地域を結ぶ広域的なネットワークとして、一級河川愛知川の右岸道路を整備するものであり、議員ご指摘のとおり、昭和58年12月に当時の関係市町の市町長・議会議長によって、湖東地域の発展と地域連携の促進を図る目的で本同盟会を設立した経緯がございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 本当に当町愛荘町は、この愛知川右岸道路が必要と考えているかということに不信感を持っております。

と言いますのは、20年以上前、ここに右岸道路をつくるからといって立ち退きされた経緯もございます。それなのに何ひとつ進んでいないということになりますと、本当に当町は右岸道路が必要と考えているのか、まずそこら辺からお聞きしたいと思っております。

○議長（竹中秀夫君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（水谷徹也君） ご答弁申し上げます。

この愛知川右岸道路につきましては、名神高速道路ICや国道307号、そしてまた国道8号および主要県道を結ぶ重要路線でありまして、整備を促進することで沿線地域の有効な土地利用を促進し、地域経済の振興を図るとともに、地域の利便性の向上に大きく貢献するものであると認識しております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） この期成同盟発足して以来、どのような活動をされているのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（水谷徹也君） ご答弁申し上げます。

今日までの取り組みに関しましては、各市町長および議会議長によりまして、滋賀県知事・土木交通部長に対し年1回の要望活動を実施しておりまして、交通インフラ

の早期実現に向け取り組んでおります。今後におきましても、同盟会として引き続き本路線の整備が早急に実現されるよう、あらゆる機会をとらまえ、関係機関に対して強く要望してまいります。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 期成同盟は現在、彦根市・東近江市・愛荘町ということになるかと思えますけれども、愛荘町は先ほどお聞きしましたように、この右岸道路というのは必要だということがございますけれども、期成同盟としてやっておられる以上、彦根市また東近江市との足並みというのはそろっておるのでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（水谷徹也君） 年1回の要望活動を実施している中で、事務局としましても各担当と協議をいたしまして、彦根市・東近江市・愛荘町と、ともに議論をしているところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） この期成同盟、やはりリーダーシップを持っているのは、やはり愛荘町と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（水谷徹也君） 失礼します。愛知川右岸道路整備期成促進同盟会を立ち上げをさせていただいております、この同盟会につきましては彦根市・東近江市・愛荘町ということで組織を組まれております。

その中で私どもの愛荘町長が会長となり、同盟会を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） ぜひ愛荘町がリーダーシップを取って、この事業を進めていただきたいと思います。

次に、20数年前よりこの期成同盟会が発足され、その間、町長も代わり、もちろん行政担当者も替わっておりますが、その間の引継ぎというはしっかりとできていたのか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（水谷徹也君） ご答弁申し上げます。

先ほどの答弁のとおり、今日までの取り組みといたしまして、毎年、期成同盟会に

おきまして滋賀県知事、また土木交通部長に対し要望活動を実施をしております、幹事会において関係市町担当者による連絡調整を行っております。また、あわせて道路の整備促進と周辺の土地利用に伴う協議、また関係機関との連携・連絡、その他目的達成に必要な事項について議論をしております、引継ぎも行っております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 今ほどのご答弁で、土木交通部長への要望活動をし、幹事会にもやっていたというようなことですが、なぜそのようなことをやり続けて20年以上、この事業が動かなかったのかと。そうするならば、今後、もし動かすには、同じようなことをやっていたのでは動かないと考えます。動かすために新たな動き等々はお考えでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

引継ぎをされているにも関わらず今日に至った経緯等でございますけれども、平成12年度に御幸橋の北詰めの地権者の用地測量を実施いたしまして、平成16年度にかけて移転を完了しております、その後、愛知川の影響評価でありますとか河川の協議、また一部企業、周辺の用地測量等実施しておりましたが、平成20年度から5年間は予算付けがなされておりました。

その要因につきましては、滋賀県が危機的な財政状況に陥りまして、財政構造改革プログラムを策定されました。これに基づきまして、右岸道路への予算づけが行われなかったことによるものでございます。

また、県は財政構造改革後、東近江市地域と湖東地域の連携強化を図るために不可欠な幹線道路であり、さらには沿線地域の振興や発展、快適な居住環境づくりに多大な成果をもたらす重要な路線として、県道神郷彦根線を最優先し、愛知川に橋梁を渡河させることで、国道渋滞緩和につなげることを当面の目標にされたため、月日が経過したものと理解しております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 県の方でいろいろと変わって遅れたというようなこと、また、県の財政構造改革プログラムの事業見直しがあって、早期に効果が発言できる事業に予算が重点化された。それが県道神郷彦根線であるというようなことですが、

本当に早期に効果が発揮できる道であるならば、それこそが愛知川右岸道路ではなかったのかなと思っております。

冒頭にも申しましたように、国道8号、特に御幸橋周辺の渋滞というのは、非常に激しい渋滞が起こっております。今、皆さんもご存じだと思いますけれども、御幸橋周辺、祇園神社の隣と言いますか、そこには大きな物流倉庫等々、トラックターミナルと言いますか、それが建設中でございます。そのようなトラックターミナルが完成し、あそこに大型トラックが常時いるということになりますと、ましてや国道8号の渋滞というのは激しさを増す一方でございます。何とかこの右岸道路の整備計画を早期に実現していただきたいと思っております。

愛荘町に合併以降は、湖東三山スマートインターチェンジができて、どうもそちらの方に力がシフトされたような思いを少し持っているのですけれども、右岸道路の早期実現に向けての支障はなかったのでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（水谷徹也君） ご答弁申し上げます。

平成25年に開設された湖東三山インターチェンジにおきましては、経済活動の促進、また観光振興といった地域活性化や防災機能の強化といった目的から、国の交付金を活用して重点的に整備促進がなされてきた経緯がございます。

右岸道路整備事業の進捗が一時中断した大きな要因には、平成20年度から滋賀県において財源不足に対応するため、県庁全体で財政構造改革プログラムによる事業見直しが行われたことにより、5年間予算づけが行われなかったことによるものです。この時は、早期に効果の発現できる事業に予算を重点配分された経緯がございまして、県道神郷彦根線が優先されたと伺っております。

したがって、湖東三山スマートインターチェンジの整備は、既に国の交付金を活用して事業実施されていたことから、県の事業見直しの対象からはずれ、直接的な影響はなかったものと認識しております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） それでは、今後のことで質問いたします。

愛知川右岸道路の今後のスケジュールについてお尋ねします。河川・公安協議、用地測量、用地交渉、そして工事と、まだまだ時間がかかると予想されますが、県との調整の中で最短のスケジュールについてお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（水谷徹也君） ご答弁申し上げます。

現在、滋賀県において実施している愛知川右岸道路事業については、今年度は国道改良計画に伴う御幸橋北交差点の公安協議、および滋賀県国道事務所に取り付け協議を実施していると聞いております。あわせて、全体の道路予備修正設計を検討し、その中で河川管理者との協議も継続的に実施されています。

今後のスケジュールについては、次年度より測量設計、用地測量、建物補償、用地取得、本工事と、順次進められることとなりますが、関係機関や地権者協議等に要する期間が現段階では把握できかねますので、具体的にお示しできる時点でご報告申し上げたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） やはりもう一步、具体的なスケジュールというのを県の方に要請していかないと、この事業は進まないと思います。

と言いますのは、事実 20 年以上も前に町が強く要請して、ここに右岸道路をつくれますというような県と一緒に、そこにおられる地権者の方におうちを立ち退いていただき、事業が進んでないという事実があるわけなんです。先日もその地権者の方とお出会いしましたが、本当にくやしいと、この空白の 20 年は何やったんやというようなこともおっしゃっておられます。

そしてまた、これも皆さんご存じだと思いますけども、国道 8 号の、全国牛井チェーンの「吉野家」さんが昨年 11 月に閉められました。それも、あそこに牛井屋さんが来るということは、あそこに右岸道路ができるという話で来たというようなことも伺っております。今の現状ですと、お店から右折、旧五箇荘・八幡方面へ行くというのが、なかなか危なくて行けない。彦根方面にしか出られないというようなことがあって、右岸道路ができていれば、そこは西にも信号を得て行けるというようなことがあったのですけれども、いつまで経っても右岸道路ができない、これでは採算が合わないということで、昨年の 11 月に撤退されたということも聞いておりますので、何とか、やるやる、今までどおり期成同盟としてやるんだというようなことではなしに、もっと具体的に、期成同盟の会長である町長に、ここは今後の思いというか決意、それをお聞かせいただければありがたく思います。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

愛知川右岸道路につきましては、国土幹線である国道 307 号・国道 8 号、また、琵琶湖から鈴鹿山系へとつながる東西の道路として、交通網の充実と沿線地域の有効な土地利用の促進と産業・文化・経済の発展に欠かすことのできない大変重要な道路であると認識をいたしております。

昭和 58 年に同盟会が設立され、今日までの長い年月が経過しておりますが、これまでの関係者の皆様におかれましても大変ご尽力をいただいております、現在まで祇園神社の移転補償、改良工事、一部の地権者様の移転補償等が完了しており、本年度では国道取付協議、河川協議がなされております。一定期間、滋賀県で財源が確保されなかった時期がございましたが、今後は県とともにスピード感を持って地元関係者との事業進捗に向けた協議を進めていきたいと考えております。

私が町長に就かせていただき、早い段階から県知事や土木部長への要望や協議のたびに、熱意を持って右岸道路事業のスケジュールの明示、そして、その共有こそが事業進捗の肝であることを訴えかけてきました。今般、初めて、最短で令和 6 年度着工とのスケジュールが県から示されたことは、1 つの大きな成果であったと考えております。

引き続き、県道神郷彦根線改良事業とともに、愛知川右岸道路の整備を実現し、長年の懸案事項である国道 8 号渋滞解消・道路環境の改善に取り組んでまいります。

○議長（竹中秀夫君） 3 番、森野君。

○3 番（森野 隆君） 町長から、最短で令和 6 年に着工というようなスケジュールをお聞きして、うれしく思っております。何とか、本当に国道周辺の渋滞問題というのは、非常に深刻な問題ですので、何とぞいち早い早期着工をお願いいたします。

渋滞、なぜここまでこだわるかということ、もちろん不便というようなことにはなりますけれども、企業誘致・工場誘致ひとつにしても、愛荘町というだけで、国道の混むところだなというようなことで、悪いレッテルが貼られてしまいますので、これ企業誘致・工場誘致にも大きく支障をきたすこととなります。

また、住みよいまちランキングというようなことが、この町が出ているかどうかは知りませんが、もし出ているとしたならば、そのまちに行くのに時間も読めないまちに、何ら住みよいまちランキングで上位に行くことはまずございません。そういった意味でも、早期に右岸道路というのは着工していただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、次の質問に行きます。愛荘町の観光振興について、お尋ねします。

今年は今までにあった愛知川観光協会と秦荘観光協会が一緒になり、「愛荘町観光協会」として新しく発足されます。また、旧郡役所のゆめまちテラスえちも麻組合に業務委託され、近江上布を地域ブランドとし、4月からは新たなステージで活動されます。また、ふれあい本陣はオープン3年目を迎えて、これからが正念場であります。

びん細工手まりは、いろいろなメディアに取り上げられたおかげで注目され、全国各地から参加されるようになった「ふるさと体験塾」、また、ミステリーツアーなど参拝客が増加している豊満神社、他にも太鼓やヤマイモといった、まちの宝が光り輝きだそうとしています。

今は各組織・団体が個々に動いているのが現状です。行政も今こそ「観光課」を設立していただき、町の観光振興のための行政機構の編成が必要と考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

まず、森野議員様におかれましては、観光協会の本当に大事なメンバーとして、町の様々な魅力の発信ということに自らも汗を流していただいておりますこと、本当に敬意を申し上げます。

行政組織の再編につきましては、一昨年11月と昨年4月の二度にわたり、行政組織を大幅に見直し、今年度は「観光物産推進室」を設置し、観光物産推進計画の策定、愛知川・秦荘観光協会の合併調整、伝統産業会館の運営見直し、湖東三山館あいしよの経営見直しプランの策定などに取り組んできたところです。

令和2年度の観光振興については、議員ご意見のように、令和元年度の成果を踏まえ観光協会の合併、近江上布や愛知川びん細工手まりなどをはじめとする手仕事体験を提供する魅力体験事業など、振興計画で策定した取り組みを関係機関とより連携を密にしながら展開していく年であります。

こうしたこともあり、行政組織を改めて見直すことはありませんが、職員体制の強化を図り、観光振興と物産振興に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 今、町長からご答弁いただいたとおり、私、観光振興にかけ

る思いの質問は、これで三度目でございます。それだけ観光振興、また行政組織が重要と考えているからでございます。

今はどの市町も観光振興に力を入れているのが現状です。それなのに、当町だけが「観光課」ではなく、「観光物産推進室」では、他市町に観光分野で遅れることは目に見えた事実でございます。

農林商工課という母屋でいつまでも間借りをしているのではなく、独り立ちはできません。しっかりと「観光課」なり「観光振興課」や、また「商工観光課」といった看板をしっかりと立てないと、そこにおられる職員の責任ややりがい、それもぼやけていくのではないかと考えます。

また、観光事業にスポットを当てない部署にしないと、今のやっておられる「室」は企業誘致もし、ふるさと納税もし、あれもこれもというようなことをやっておられるのが現状です。それでは、本当に十分な目的というのは果たせなく、すべてが中途半端になってしまうのではないかとと思いますが、町長、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

本当に森野議員がおっしゃっていただいているその思いとしては、私も全く共有するものでございます。大変、この「観光」という分野が重要であるということは、論を待たないというふうにも存じます。

そういうような思いもございましての点でございますけれども、町の最上位計画である「第2次愛荘町総合計画」に掲げる重点戦略プロジェクトを実践していくため、平成31年4月1日の行政再編において、3つのプロジェクトの推進室を設置をいたし、そこでそれぞれの室長を配置をいたしました。その1つが「観光物産推進室」であり、今年度中に、観光物産振興計画を策定するとともに、それに基づき観光振興と物産振興に力を入れて取り組んでいこうという強い思いを持って、「室」を設置したところでございます。

ただ、議員から何度もご意見をいただいておりますのは、ご納得いただける取り組みや成果が見えてこないということであると受け止めており、今後、重点プロジェクトとしての取り組みや成果としてお示しをできるように、組織全体で取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 町長、今年でないとだめなんです。というのは、これタイミングというのがありまして、今年は先にも述べましたように、両観光協会が一本化する、その中でいろいろと考えていかななくてはならない。またそれ以外に湖東三山館あいしょうのことも、また麻組合に委託するゆめまちテラスえちのことも、びん細工でまり、太鼓・ヤマイモといった愛荘町の観光の今年は元年となる年ではないかなと思っております。

そのような観光元年というような年に、「いや、うちは「課」じゃなしに「室」なんです」というようなことでは少し、「少し」じゃなしに全然力が入ってないような気がするの、私だけではないような気がいたします。

また、先日行われましたグランドデザイン会議を膨張させていただ来ました。そんな中言われたのが、5つの「観光まちづくりの推進」でございます。その5つを読ませていただきますと、1つは「戦略的な観光地域づくりの推進と各観光拠点のネットワーク化」、1つは「新しい人の流れをつくる観光周遊ルートの開発およびセールスの実施」、また1つは「観光協会に合併による観光戦略を効果的に推進していくための体制整備」、またもう1つは「観光ボランティアガイド協会の体制強化および観光ボランティアガイドの育成」、そして最後に「歴史・文化・産業などを学ぶ講座やツアーの開始」、この5項目があるのですが、果たしてその「室」だけでこれだけのことができるのでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

今、推進室ということでございますけれども、やはりそれぞれ重点戦略のプロジェクトに置いている本当に使命の高いそれぞれの推進室でございます。そんな点では、先ほどもお答えをさせていただいておりますが、なかなか今、議員からも成果・取り組みがなかなか見えない、そしてこれだけの目標を掲げるだけに、そんな点では大丈夫かということでおっしゃっていただいておりますけれども、組織、職員の体制を改めてしっかりと強化をしながら取り組んでいきたいというような思いでございます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 当町の観光事業は、非常に立ち遅れております。町の整備、

またそれに係る道路、看板ひとつ、またトイレなど、すべてが観光振興に関わることで非常に多分野に広がっており、何度も言いますが、「室」だけではなかなか賄いきれないようなことがたくさんございます。

そんな中で「室」を挙げて、そしてまた成果や取り組みが見えないということになると、これはもうまさしく組織を変えないと、いくら職員さんががんばっていただいても成果や取り組みが見えないと。また来年度も同じようなことをここで私言っているような気がいたします。

どうか、組織を変えるという強いリーダーシップのもと、何とかやっていただけないと、職員さんの方からも悲鳴が聞こえるかもわかりませんよ。町の観光資源・宝はたくさんございます。それを今現状は、各団体の方が一生懸命磨き上げていただいております。しかし、そこでもう一段、町の観光課を設置していただき、その町の宝をブラッシュアップするのが行政の役だと思います。どうか、今後、当町、今年が愛荘町の観光元年の年だと言えるように、観光事業に積極的に取り組んでいただきたいと思います。以上、私の質問を終わります。

○議長（竹中秀夫君） ご苦労さんでございます。

◇ 徳田文治君

○議長（竹中秀夫君） 引き続きまして、9番、徳田文治君。

〔9番 徳田文治君登壇〕

○9番（徳田文治君） 9番、徳田文治です。令和2年3月議会定例会、ただいまより、一括方式にて質問を行います。今回は2つの事柄です。1問目が「不登校児童生徒への総合支援の推進について」、2問目は「令和2年度愛荘町歳入歳出予算の編成方針・重点事業等について」です。

1問目、不登校児童生徒への総合支援の推進について。児童生徒の不登校への対応については、関係者において様々な努力がされています。全国の小・中学校における不登校児童生徒数は14万4,031人（前年度比1万348人増）となり、大変憂慮する事態となっております。

平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律」が成立し、本法律の基本指針の中では、1点目に「すべての児童生徒にとって、魅力ある、よりよい学校づくりを目指すとともに、いじめ・暴力行為・

体罰等を許さないなど、安心して教育を受けられる学校づくりの推進」になっています。2点目、「不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行う」。最後3点目に「支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することを目指す」など、未然防止から不登校児童生徒に対する支援の基本的な考え方について示されています。

平成30年文部科学省問題行動等調査によると、滋賀県内の不登校児童生徒数の状況は、平成29年度小学校では453人、平成30年度では617人（前年度比164人増）、また中学校においては、平成29年度は1,189人、平成30年度は1,316人（前年度比127人増）となっています。

町内においては、児童生徒を取り巻く環境が目まぐるしく変化している中で、一人ひとりがたくましく生き抜いていくためには、豊かな心と確かな学力の育成、健やかな体づくりを行うための教育支援が求められています。

本町の基本理念に「夢と志をもち共に未来を拓く人づくり」を掲げ、平成27年に「愛荘町教育大綱」を策定し、「子どもたちのたくましく生きる力を育む。」「子どもたちの育ちを支える環境をつくる。」「生涯を通じた学習の推進。」を教育の方向性として位置づけ、総合的な施策の推進を図っておられます。

町内の小・中学校で、「学校に行けない子ども」「学校に行きにくい子ども」に対し指導・援助をするため、町の教育センターである適応指導教室「フレンズ愛荘」を設けて、不登校傾向の家庭を訪問し、保護者と懇談をしながら支援や相談活動を展開し、指導員との学習・作業等を通して人間関係づくりに取り組み、学校復帰を目指しておられます。

以上のことを踏まえて、次の5点についてお尋ねをいたします。1点目、本町における現時点での小・中学校不登校児童生徒数は何人おられますか。2点目、増加する原因はどこにあるのでしょうか。3点目、不登校の未然防止の取り組みについて、お伺いをいたします。4点目、不登校の早期発見・早期対応の充実について、お伺いをいたします。最後5点目、社会的自立・登校に向けた切れ目のない支援について、お伺いをいたします。

2問目に入ります。「令和2年度愛荘町歳入歳出予算の編成方針・重点事業等について」であります。

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善、高水準の企業収益等により、内需を中心に緩やかな回復を続けています。一方、昨年では自然災害が相次ぎ、広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。また、本年に入り新型コロナウイルスによる肺炎拡大で、感染者が日増しに増加し、大変懸念をしております。一日も早い収束を願っております。

また、令和2年度政府予算案として、一般会計の総額は元年度当初予算と比べ1兆2,000億円多い102兆6,580億円が提案されています。令和2年度国家予算の最大の特徴は、税収構造が激変したことです。第一に、国の税収において国民が等しく負担する消費税が12%増の21兆7,190億円と、所得税・法人税を上回って最高となりました。所得税は2%減の19兆円台、法人税は6%減の12兆円台となり、法人税率の軽減により、以前の3分の2ほどになっている状況で、国民の負担は増大するばかりです。

一方、「令和2年度地方財政対策」においては、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、63兆4,318億円を確保されました。

特に通常収支分として「地方社会再生事業費（仮称）の創設」「まち・ひと・しごと創生事業費の確保」「社会保障の充実および人づくり革命等」、そして「緊急浚渫推進事業費（仮称）の創設」「緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充」等がうたわれています。

また、本町における令和元年度の財政見通しは、歳入については、町税のうち所得の底上げ・人口増加に支えられ個人町民税は堅調に推移するものの、令和3年度に普通交付税は2億円程度の減収になる見込みと聞き及んでおります。

今後も、国が進める「地方創生」の取り組みをはじめ「子育て支援や高齢者施策」「安全・安心な学校の施設整備等の推進」「道路・河川等のインフラ整備」「防災・減災対策等の都市基盤の整備」「公共施設等適正管理推進事業」、そして令和2年度から導入されます非正規の地方公務員の処遇改善を目的に、期末手当など新たに支給されます「会計年度任用職員制度の施行」等々、多額の行政需要が見込まれます。

こうした中、まちづくりの指針となる「第2次愛荘町総合計画」に基づく10年後に目指すまちの姿「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち」の実現に向け、「選択と集中」の考え方を基本に、職員が創意工夫を凝らし、国や県の補助金等の

財源確保はもとより、地方財政対策を踏まえ、あらゆる財源の確保を図り、各種事業の必要性や効果を精査し、最小の経費で最大の効果を生み出せる新年度予算の編成に取り組まれたことと考えております。

以上のことを踏まえて、次の5点の事柄についてお伺いをいたします。なお、一般質問の通告書提出後に、新年度予算の概要説明を受けておりますので、既にお聞きをしている点もあろうかと思いますが、ご了承をお願いいたします。

まず1点目、令和2年度予算編成の基本方針および歳入・歳出予算の基本的な考え方について、お伺いをします。また、歳出の一般財源について、元年度当初予算と比較して一般財源の伸びはどの程度か、お伺いをします。また、その内容と要因についてもお伺いをいたします。

2点目、第2次愛荘町総合計画に基づく主要な施策・予算措置の概要について、お伺いをします。

3点目、国の地方財政対策の中で、防災・減災、国土強靱化のための3か年の緊急対策をうたっています。本町の自然災害に対する防災対策と防災システムの構築は、予算にどのように反映されていますか、お尋ねをいたします。

4点目、社会資本におけるインフラ整備の長寿命化事業等について、お尋ねをいたします。

最後5点目、非正規の地方公務員の同一労働同一賃金、処遇改善を目的に、期末手当・ボーナスなどが新たに支給される「会計年度任用用職員制度」は、この予算にどのように反映されているのかをお尋ねをいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（竹中秀夫君） 教育振興課長。

○教育振興課長（田中幹雄君） 徳田議員の「不登校児童生徒への総合支援の推進について」のご質問にお答えします。

まず、「本町における現時点での小中学校不登校児童生徒数」につきまして、文部科学省では、「不登校児童生徒」とは、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは、したくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しています。

この定義によりますと、本町における平成30年度の不登校児童生徒数は、小学校が14名、中学校が43名です。また、令和2年1月現在における月に7日以上欠席

者数は、小学校が 10 名、中学校が 34 名でございます。

次に、「小中学校の不登校児童生徒数が増加する原因」につきまして、全国的に不登校児童生徒数は 6 年連続で増加しております。文部科学省の調査によりますと、平成 30 年度の不登校児童生徒の要因は、家庭に係る状況が 37.6%、いじめを除く友人関係をめぐる問題が 27.8%、学業の不振が 21.6%でございます。

また、本人に係る要因は、「不安の傾向がある」が 33.3%、「無気力の傾向がある」が 29.1%、「学校における人間関係に課題を抱えている」が 17.4%でございます。

愛荘町におきましても個別的によく似た傾向が見られ、複合的な要因が絡み合い、近年、増加傾向でございます。

次に、「不登校の未然防止に関する町の取り組み」につきまして、徳田議員ご指摘のとおり、不登校数を減らすには、新たな不登校を抑制する「未然防止」の取り組みが不可欠でございます。未然防止の取り組みとして、誰にとっても安心でき魅力ある学校であれば、おのずと新たに不登校となる児童生徒は減り、それに伴い不登校児童生徒数も少なくなります。

それで、愛荘町では、不登校未然防止の土壌づくりのために、多様性を認め、誰もが居場所のある学校づくり、いじめ・暴力行為等問題行動を許さない学校づくり、将来の社会的自立に向けた「減メディア・親読書」の生活習慣づくり、教育相談の充実と悩みが言いやすい体制づくり、保護者・地域との連携、学校間の連携を行っております。

学級担任だけではなく、教員、支援員、用務員等、学校の職員全体の複眼で見守り育てようとする体制づくり、児童生徒の居場所づくり・絆づくりに取り組んでいるところでございます。

次に、「不登校の早期発見・早期対応の充実に関する町の取り組み」につきまして、愛荘町各校では、日頃から不登校の前兆、子どもの変容を察知するようにしており、まず、一日のスタートである朝の健康観察を行っております。学校保健の観点からだけでなく、子どもの変容をとらえるうえで大切なものと位置づけています。

また、欠席があった場合、電話連絡等で子どもの状態を確認し、病状や体調、気になること等、子どもや保護者から丁寧に聞き取り、学校からも明日の予定や持ち物、よくなってほしい気持ち等を伝えています。

連続して欠席が 2 日から 3 日続く場合は家庭訪問を実施し、直接子どもに出会い、

病状や体調、昼夜逆転になっていないか等の家庭での過ごし方、人間関係や学業面での不安等がないかについて聞いています。

同時に、保護者からも本人の様子で気になることや不安はないかを聞き、必要に応じて保護者に来校をお願いし、子どもの支援を第一に学校との連携・協力の方向性について話し合っています。

欠席が連続して5日以上続くと予想される場合は、ケース会議によるアセスメントとプランニング（支援計画）を作成しています。「情報と課題を共有する」「具体的な支援について検討する」「担当者選定を行い役割分担する」、この3点を柱に校内の支援体制を整え、教員が連携して不登校の早期発見・早期対応を行っているところでございます。

最後に、「社会的自立・登校に向けた切れ目のない支援」につきまして、愛荘町では、令和元年10月25日の文部科学省通知「不登校児童・生徒への支援の在り方について」を受け、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することを目指す必要があると考えています。

そこで、各学校において校長のリーダーシップのもと、コーディネーター的役割を果たす教員を明確に位置づけ、生徒指導主事や養護教諭等教員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門スタッフが連携協力し、組織的な支援体制を整え、個々の児童制度ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った別室登校や保健室登校、放課後登校や教育相談等の支援を行うこととしております。

さらに多様な教育機会の確保として、適応指導教室「フレンズ」や夜間塾への働きかけをしており、学校外の公的機関や民間施設における学習を出席扱いにするなど柔軟に対応し、社会的自立・登校に向けた切れ目のない支援を行っているところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ご答弁を申し上げます。

予算編成の基本方針として、令和2年度当初予算は、第2次愛荘町総合計画の2年目であり、総合計画に掲げためざすまちの姿の実現に向け、重点戦略である「ひとづくり」「ものづくり」「まちづくり」プロジェクトの実施に必要な施策に対して重点的

に予算を配分しました。

歳入歳出予算の考え方については、歳入では特定財源が得られないか積極的に検討を行い、歳出では事務事業の徹底した見直しを推進し、持続可能な行財政運営に向けて、財政健全化に取り組むこととしたところです。

次に、当初予算の歳出における一般財源の伸びですが、令和元年度当初予算は 66 億 3,535 万 8,000 円、令和 2 年度当初予算は 65 億 8,659 万 7,000 円であり、前年度比 4,876 万 1,000 円の減でございます。

増減の主なものは、歌詰橋耐震補強工事などに伴う豊郷町への負担金、庁舎改修工事および各特別会計への操出金が減額となる一方、議会放映システムの関連機器更新費用、愛知中学校の大規模増改築工事、湖東広域衛生管理組合負担金など一部事務組合への負担金および合併特例債等の元金償還の開始により増額となったものの、全体では減額となっております。

続きまして、「第 2 次愛荘町総合計画に基づく主要な施策・予算措置の概要について」ということで、ご答弁を申し上げます。令和 2 年度当初予算は、第 2 次愛荘町総合計画の 2 年目であり、めざすまちの姿「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち」の実現に向け、重点戦略である「ひとづくり」「しごとづくり」「まちづくり」プロジェクトの実施に必要な施策に対し、重点的に予算を配分いたしております。

具体的には、1. 子ども・子育て環境の充実、2. 学力向上・教育環境の充実、3. 健康寿命の延伸、4. 高齢者の活躍、5. 愛荘町の魅力発信、6. 安全で安心なまちづくり、7. 持続可能なまちづくりの推進の 7 つの分野・領域について取り組みを進めてまいりたいと。

1 つ目は「子ども・子育て環境の充実」として、フッ素化合物洗口事業の対象者拡大や、保護者負担軽減として学童保育所の民間委託など約 4,500 万円。

2 つ目は「学力向上・教育環境の充実」として、基礎的な学力を身につけ、子どもらが自らの目標に向かって将来を切り拓いていける力を養うための学習環境の創出や学びの環境整備など約 2 億 7,000 万円。

3 つ目は「健康寿命の延伸」として、ライフステージに応じた健康づくりの推進や、ガン対策として検査の精度を高めるため、新たに胃内視鏡検査を追加するなど約 940 万円。

4 つ目は「高齢者の活躍」として、高齢者が長年の知識と経験を活かしながら活躍

できる環境整備など約 930 万円。

5つ目は「愛荘町の魅力発信」として、SNSなど様々な媒体や手法を通じた、まちの魅力発信など約 2,600 万円。

6つ目は「安全で安心なまちづくり」として、防災行政無線の戸別受信機のデジタル化、町道愛知川栗田線など主要な幹線道路を計画期間内に完了できるよう整備を加速化、農業用水等の施設の大規模改修を進めるための調査計画など約 4 億 7,600 万円。

7つ目は「持続可能なまちづくりの推進」として、居心地がよく、歩きたくなるまちづくりの実現を目指し、ウォークブルタウン創造事業や地域活性化事業に加え、公共施設等の機能の配置の最適化の検討のため約 6,500 万円。

以上、重点戦略プロジェクトに位置づけた7つの項目について、スピード感を持って推進するために重点配分したところであり、町財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳入予算については特定財源が得られないか積極的に検討を行い、歳出予算については徹底した見直しを推進し、持続可能な行政運営に向けて財政健全化に着実に取り組むこととしたところです。

自然災害に対する防止対策と防災システムの構築、これが新年度予算にどのように反映されているかという問いに対しましてでございますが、令和2年度予算におきましては、重点施策にも掲げたとおり、安全で安心なまちづくりの実現に向けた事業に対して重点的に予算配分を行いました。

具体的には、災害時の避難情報や被害状況等をいち早く住民の方々へ情報伝達し、被害の軽減を図るため、防災行政無線個別受信機をデジタル化に対応した機器に更新し、年度内に皆さんにお届けをいたします。

また、防災重点ため池が 10 か所所在していますが、令和2年度においては残り2か所のハザードマップを作成するとともに、耐震調査も実施をします。

さらに平成28年度に作成した「愛荘町防災ガイドブック」の更新を行い、洪水・土砂災害ハザードマップの見直しや、新たにため池ハザードマップの掲載も行います。

町としては、引き続き災害に強いまちづくりの一層の構築を目指し、さらなる対策や整備を図ってまいります。

続きまして、「社会資本におけるインフラ整備等の長寿命化事業等」ということについてのご質問についてでございますが、近年、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発・激甚化が見受けられる中、全国では国民の生活や経済活動に

欠かせない重要インフラが機能を失うなど、多大な影響を及ぼしています。これらの教訓を踏まえたうえで、重要インフラが自然災害時にその機能を維持できるよう、平時から万全の備えを行うことがより重要であると考えております。

当町におきましても、道路・河川の重要インフラ整備については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、対処療法的修繕から予防的修繕に切り替えた長期的な修繕計画の実施、また、道路維持管理計画に基づき道路の劣化状況を確認し、計画的に補修を実施しており、有事の際の安全な交通ルートが確保できるよう機能強化を図っております。

新年度の予算においては、重点施策の取り組みとして、町道愛知川栗田線道路改良事業を継続的に実施することとしています。

当該路線においては、国道8号から中山道・東部開発線・湖東三山SICなどを結ぶ町の大動脈となる重要なインフラ路線であり、また緊急輸送道路として位置づけられていることから、救助・救急・医療活動などの災害対応力の確保にも大変重要な路線となっております。今後におきましても、防災・減災対策を踏まえたうえで、生活を支える重要インフラ等の機能維持に努めてまいります。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 会計年度任用職員制度の予算化の部分につきまして、ご答弁申し上げます。

フルタイム会計年度任用職員にかかる予算は、給料・通勤手当・期末手当・共済組合負担金などとしまして9人分の2,928万8,000円を計上させていただいております。

パートタイム会計年度任用職員に係る費用として、報酬、職員手当、通勤に係る費用弁償、社会保険負担金などとしまして166人分の3億3,526万円を計上させていただいております。

令和2年度の会計年度任用職員制度導入に伴います経費全体として、一般会計で169人分の3億5,240万6,000円、国民健康保険事業で1人分の156万5,000円、介護保険事業で5人分の1,057万7,000円、合計で175人の3億6,454万8,000円を計上しているというところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 9番、徳田君。

○9番（徳田文治君） 今ほどはいろいろご答弁いただきまして、ありがとうございます。まず1点目に、不登校児童生徒への総合支援の推進について、この項目と、令和2年度予算編成の主要な施策・予算措置の概要、そして防災関係のことについて再

質問させていただきます。

ただいま不登校児童生徒の総合支援の推進の観点からご答弁をいただきました。そのことに関連して再質問をさせていただきます。特に本町では教育機会確保、この法律が変わって、いろいろ休んでもよいとか、学校以外の場の必要性を認めております。そういったキーワードを、子どもたちを取り巻く、そういった2つのキーワードを活かすことで、子どもたちを取り巻く環境を変えることにつながっていくと思います。

先ほどご答弁をいただきました多様な機会の確保として、適用指導教室「フレンズ」を開設をしておられます。現在、この教室には、申し込みをされている児童生徒は何人おられますか。2点目に、そのうち毎日何人ぐらいは出席をされておられますか。3点目に、学校復帰をできた児童生徒は何人おられますか。4点目に、どのような内容で活動を展開されていますか。そして5点目に、学校復帰をできた児童生徒は、その後どのような学校生活を送っておられますか。

最後6点目に、不登校のお子さんを持つ保護者さんは、本当に悩んでおられます。自分の子育てが間違っていたのではないかとか、いつまでこの状態が続くのだろうか、また、誰にも相談できない、どうしようと、困っておられるお方がたくさんおられると聞いています。やはり長期化するほど気持ちがいんどくなり、お子さんだけでなく保護者さんのサポートも必要と考えますが、どのような支援をされているのか、お伺いをいたします。

そして、ちょうど重点施策の取り組みの中に、今もご答弁をいただきました愛知中学校増改築工事に多額の予算措置が講じられています。このことに関連して再質問させていただきます。

愛知中学校大規模増改築工事が令和2年度から事業実施と聞いておりますが、皆さんも大変関心を持っておられますので、今後のスケジュールを確認したいと思います。そのことについてご答弁をお願いいたします。

2点目に、やはり重要施策の取り組みの中に、安全で安心なまち、この実現に向けて多額の予算が計上されています。先ほども防災システムについて質問をさせていただきました。やはり災害時の正確な情報受信がいち早く住民の方々に届くことが、先般、全員協議会でも意見交換の席上出ておりました。そのことに関連して再質問させていただきます。

本日、PCR検査陽性による滋賀県大津市においても60歳の男性が新型コロナウ

ウイルス感染症の患者の発生が確認をされたところです。昨日も防災無線で町長がメッセージを出しておられました。この新型コロナウイルスによる肺炎が拡大している中、この感染症予防対策に係る本町の対応状況についても、町民さんはまだご存じありません。まだ周知徹底がもう少しできていないように感じておりますので、よろしく願いをいたします。以上で終わります。

○議長（竹中秀夫君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（田中幹雄君） お答えいたします。

フレンズあいしょうに申し込みをされている児童生徒は、現在、小学生が1名、中学生が9名の合計10名でございます。その10名のうち毎日出席しているのは、2～3人でございます。

また、10名のうち学校復帰したのは、今のところ2名でございます。

フレンズあいしょうの活動内容につきましては、個々の状況に合わせた学習はもちろんのことですが、カラムなど小集団での活動、バトミントンなど教室外活動、焼きそばづくりなど簡単な調理実習などを行っているところでございます。

学校復帰した2名の生徒のその後でございますが、1名がそのまま復帰できている状態でございます。もう1名が学校とフレンズを行ったり来たりしており、引き続き支援を続けているところでございます。

最後に、保護者への不登校の保護者サポートにつきましては、学級担任はもちろんのこと、不登校コーディネーター教員、養護教諭等が保護者の相談に乗り、時にアドバイスをしサポートをしております。また、個々のケースにより家庭訪問をすることもございますし、学校に来ていただくこともございます。また、保護者のご希望がございましたら、保護者ご自身をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなげることもございます。また、フレンズあいしょうでも保護者懇談をしております。

このように、関係職員や関係機関が連携し、組織的対応で保護者サポートをしているところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） それでは、愛知中学校の大規模工事のスケジュールについて、ご説明をさせていただきます。

事業の実施期間につきましては、令和2年度から4年度ということで考えておりま

すが、先の全員協議会でもご説明を申し上げましたとおり、この12月に経済対策というようなところでの国の大型補正予算が組まれました。その中で国の交付金についても、その補正予算の中に入っておりますことから、この3月議会の最終日でございますが、一部、令和2年度当初予算で予定をしておりました愛知中学校の予算につきまして、補正予算を組ませていただいて、前倒しで実施をさせていただきたいと考えているところでございます。

特に校舎3か年のうちには普通教室を先に建てまして、それから現校舎の解体、そしてその後に格技場（道場）と言いますか、それと特別教室等の新築というところで臨んでいきたいと思っております。ただ、今補正予算のところにはブールの改修、それから災害の時に関連しまして屋外のトイレ、それも国の方でお認めをいただきましたので、それにつきましてもこの3月で補正をさせていただきたいと考えておりますので、最終日にはよろしくお願いをしたいと思っております。

また、それに伴いましてICTの環境の整備ということで、今、GIGA構想というのが出てきております。これにつきましても3月の補正予算で、令和2年度で対応いたします環境整備（LAN整備）についての補正をお願いしたいと思っておりますので、これも重ねて最終日の方でお願いをいたしたいと思っております。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 徳田議員の新型コロナウイルス感染症にかかる町の対応状況がどうであるかということでお問い合わせをいただきまして、大変、住民の皆さんの関心のお高い分野でございますので、このご質問を賜りましたことも感謝を申し上げてまいたりいというふうにも存じます。

昨日の夕、そして一昨日の夕から、私のメッセージということで、コロナウイルスに関しての感染予防にもぜひお力を賜っていきたいということでアナウンスをさせていただいております。また、本日の午前中には、大津保健所管内で陽性の方が（感染者）が出たということを受けての臨時の放送も、本日の午前には流させていただいております。そういう点では、情報の発信ということをタイムリーに引き続き努めてまいりたいというところでございます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、今がまさに感染の拡大をよく題するために極めて重要な時期であることに鑑みまして、町長部局一丸となって対策を講じており、これまで全4回の対策本部会議を開催し、情報共有、対処方針の決定等を行っ

てきたところでございます。

具体的な取り組みとして、町が主催するイベント等の一部中止または延期を決定するとともに、町内小中学校につきましても国の要請を踏まえ、今月2日より臨時休校を行っております。

また、住民の皆様に町の対応状況や、相談をされる際の連絡先などの情報提供、および手洗いや咳エチケット徹底の呼びかけのため、町ホームページに特設サイトを備けるとともに、防災行政無線において各種の関連情報の提供を行っております。

引き続き、感染の予防に向けた取り組みを町一丸となって進めるとともに、住民の皆さんにもタイムリーに情報を発信してまいります。

○議長（竹中秀夫君） 9番、徳田君。

○9番（徳田文治君） 9番、徳田文治です。再々質問を行います。

不登校児童生徒への総合支援の推進について、ただいまいろいろとご答弁をいただきまして、ありがとうございます。その中で、本町では別室登校とか、また保健室登校とか、また放課後の登校とか、いろいろな支援をいただいております。そしてまた、登校に向けて切れ目のない支援、適応指導教室また夜間塾の働きかけ、いろいろご苦労をおかけしております。

実は3月1日の新聞報道によりますと、野洲市では不登校の児童生徒を対象にした家庭訪問型の学習支援を始めるという記事が掲載をされておりました。そのことに関し、お考えをお伺いしたいと思います。

先ほど家庭訪問とかいろいろやっているとはおっしゃいましたけど、やはり教諭の方とソーシャルワーカーの方とかたぶん2人でタグを組んで行っておられると思うのですが、どのようなお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

不登校に関しましては、その原因というのは子どもさんそれぞれでございまして、家庭訪問が効果的な場合もございまして、家庭訪問が逆に過度な登校支援期になりまして、なかなかその後、厳しい状況になるというようなこともございます。これまでも本町におきましても、野洲市の例をご紹介いただきましたけれども、教員のみならずスクールソーシャルワーカー等を伴って本人および保護者を巻き込んだ面談等も重ねたこともございます。

いずれにしても、その子どもさんの抱えておられるいろんな状況・思い、それから内面の部分、そして家庭の事情等もございますので、そうしたことも勘案しながら、そのような取り組みも参考にしながら、少しでも不登校の子どもたちの自立、議員ご指摘のとおり、学校へ復帰させることだけではないという、そういう意味も含めまして考えていきたいというふうに思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○8番（徳田文治君） これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹中秀夫君） ご苦労さんでございます。

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩といたします。再開を15分からといたします。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時15分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） ここで本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 引き続き一般質問を行います。

◇ 辰己 保君

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

〔13番 辰己 保君登壇〕

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。今議会の一般質問を行います。

まずはじめに、新型コロナウイルスへの対応・対策が、本町も一丸となってそのことが求められています。議会も行政とともに、安心・安全のために情報の共有化、そして本会議中でもあります。町民の不安・要望への対処、それについても行政とともにやっていくこと、非常に大事になってきました。このことを申し上げて一般質問を行います。

まずはじめに、小・中学校教員への変形労働時間制について質問を行います。

2019年12月4日、国は公立学校の教員に「一年単位の変形労働時間制」を導入可能とする法律を成立させました。この法律は、一日8時間労働の原則を崩し、繁忙期の所定労働時間を伸ばし、閑散期の所定労働時間をその分短くします。よって、学期中の労働時間が一日最大10時間となり、過酷な労働条件であるため、労働者の合意なしに導入できないとしています。

導入に際しては、恒常的な残業がないことを前提としています。

愛荘町の小・中学校の先生の時間外労働時間の実態は、いただいた資料をもとに、令和元年では、小学校で平均月45.1時間、中学校では平均月60.3時間です。この平均には夏休みを入れています。繁忙期だけでの平均は、小学校で月49.5時間、中学校では月64.5時間となります。また、4月から6月までの平均では、小学校では月55.1時間、中学校で月75.8時間です。この数字は、現状でも授業準備が保障されない、公務などで時間外労働になっている、ブラックな働き方になっています。

国の2019年に定めたガイドラインは、残業時間は月45時間以下です。変形労働制を適用する教員はガイドライン以下でなければなりませんし、恒常的な残業がないことが前提とされています。先生は、週6日労働から週5日労働に変わって、一日の受け持ち授業数が増え、授業準備や成績付け、打ち合わせや必要な書類作成などの公務が、法定時間内ではわずか25分しか取れないと言われてれています。すなわち、時間外労働が恒常的になっていることを示しています。具体的なところは教育長が一番知っておられます。

実態を直視した時、本町で変形労働制が導入できるのでしょうか。この法律に基づく変形労働制度は、選択制です。萩生田文部科学大臣は、変形労働時間制の活用については、各自治体の判断で、採用しないということもあり得ると国会で答弁しています。また、丸山洋司初等中等教育局長は、国会議員の「一回、一年やってみたが、来年度は取りやめるという判断もでき得ると。毎年度ごとに各学校において導入するかどうかを決めると。その解釈でいいのか」との質問に、「委員ご指摘のとおりであります」と答弁しています。要するに、県条例ができたとしても、個々の自治体や学校が導入するかは、自由ということです。また、学校で導入するかは、毎年度検討していただいて結構だということです。

以上を申し上げたように、教職員の変形労働制を導入するかどうかは、町教育委員会の判断です。判断するにおいて、各学校での勤務時間がしっかりと管理されている

ことが最低条件です。本町の現状から、変形労働制を導入されるのか、答弁を求めておきます。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

愛荘町の小・中学校教員におきましては、今後、一年単位の変形労働時間制の選択導入が可能となるところではございますが、例えば夏季休業中における閉庁日の設定により研修日等の偏りが増し、閉庁日以外の休日のまとめ取りが現実的ではありませんので、状況を注視し、情報収集を行い、現場の声を聞きながら、状況を十分見極めつつ考えていく必要があると思っております。

既に働き方改革は推進しておりますが、教育活動全体を見渡した中で、改善点を洗い出し、変えるべきものは変え、減らすべきものは減らし、止めるべきところは止め、外部との連携を進めるべきところは進めるとともに、さらに業務改善の効率化を図っていかねばならないと考えております。

働き方改革におきましては、子どもと向き合う時間の確保が重要と言われておりますが、大切なのは量より質であると考えております。教員が働き方改革によりまして元気な姿で子どもたちの前に立ち、感性を研ぎ澄まし、子どものSOSを見逃さないこと、子どもの思いを十分受け止めるソナーを持つこと等によりまして、いじめや不登校等の早期発見・早期解決につながるものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 今、教育長、答弁していただいて、本当に子どもを中心にどう見るかが一番大事であって、答弁されたとおり、本当に先生方がゆとりを持って子どもに接しられるか。今は、私も現場の先生に聞くと、本当に大変だというのが開口一番返ってきます。

ですから、本当に子どもにまずゆとりを持って付き合えることが、子どもの成長を助けることになる。同時に、先ほどの一般質問に出てきましたプログラミングやそういうものが入ってくることによって、余計に先生方の負担が増えると言われております。同時に私は、先生自身の家庭を守るという、この権利、だから山があり谷があり、それを地ならししたら事が済むという話ではないんだと。先生自身も人です。人権があります。その家庭があります。その家庭を守るうえでも、この変形労働制はやっば

り採用すべきでない、導入すべきでないと思います。

今、これは見極めていきたいという答弁ですので、本当に私はすべてが、愛荘町は「人権を尊重するまち」を中心に据えています。ですから、子どもの権利、子どもの豊かさを育む。そして同時に先生自身の権利を守る。その守ることは、その家庭を守り、子どもを守るということにつながっていくので、くどく私はそこを訴えておきます。

次に、このことを訴えて見守っていくということですので、次の質問に移らせていただきます。

2番目に、義務教育修了までの子の国民健康保険税均等割の廃止を求めることについて、質問を行います。

国民健康保険事業制度は、社会保険に加入できないために医療機関にかかれない人をなくす、このために設けられたものです。商店や個人事業を営む人をはじめ、所得のない人も加入できる医療保険制度です。

創設された目的から、国・地方自治体の負担を伴って運営されてきました。しかし、日本の経済活動の変化に伴い、国民健康保険制度の被保険者の所得状況は、200万円以下世帯が約8割を占めるまでになってきています。すなわち、高齢者や低所得者という厳しい世帯階層が多く、国民健康保険税が重くのしかかってきています。

国民健康保険税が重い負担となる要因は、所得に関係なく均等割・平等割が課せられているからです。税は、所得に応じて徴収されるのが原則です。しかし、国民健康保険税は、所得に関係なく課税される応益割が課税される仕組みです。応益割が世帯所得の能力以上の負担となっていることで、国保税の滞納者をつくり出しています。

国保税の減免は、所得状況によって適用されます。なのに、所得状況に関係なく応益割が規程どおり課税されます。応能割に設けられていた資産割は、所得の実態に関係なく面積に課税されていたため、廃止されました。すなわち、所得の実態にそぐわないからです。応益割も同じことが言えるのではないのでしょうか。

ひとり親・子ども一人世帯では、67,500円の応益割が課せられます。単純に、67万円の所得に課税されていることになります。

夫婦と子供2人世帯は、均等割92,000円と平等割21,500円で合計応益割が113,500円です。単純に1,135,000円の所得に対する課税です。国保税には、説明のできない課税制度が含まれていると、皆さん、思われませんか。こんな課税仕組みでの

合計額に対して減免制度を適用されても、原資不足は明らかではないでしょうか。

転職を行う際、社会保険制度の空白をなくすために国民健康保険加入を役場窓口申し込みを行います。その時、最低でもひとり親世帯では 67,500 円、標準世帯では 113,500 円の応益割が課税され、納付を余儀なくされます。それに加えて、前年度所得に課税が行われます。子育て真っただ中の世帯の 1 か月の生活費は、推計で 24 万円以上と示されています。生活費すら収入のない国保加入者への課税の仕組みです。社会保険料では到底考えられない仕組みがあります。全国知事会は、国民健康保険事業に 1 兆円の補助金を国に求めています。

子どもの貧困をなくす、子育て支援の立場から、15 歳以下、義務教育修了までの子ども（14 歳までの対象人数 325 人）への均等割の廃止を直ちに行うことを求めます。このことについて答弁を伺っておきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 国民健康保険税の均等割は、加入者一人ひとりに均等にかかる仕組みとなっております。子どもの数が多いほど、その世帯の保険税負担が増加し、子育て世帯の経済的負担が大きくなっていく均等割について、健康でいきいき暮らせるまちづくりを目指し、子育て支援の充実を推し進める観点から、子育て世帯の負担があると感じているところであります。

しかしながら、一方で、子育て世帯以外の国民健康保険被保険者との均衡や財源の確保等が必要となり、子どもの均等割を直ちに廃止することの課題があることも認識しているところです。

現在、国民健康保険の財政運営の責任主体は滋賀県であり、国民健康保険は社会保障の基盤として、国が制度をつくっていくものと考えていますので、滋賀県を通して国へ、子どもの均等割の見直しについて引き続き要望をしております。

○議長（竹中秀夫君） 13 番、辰己君。

○13 番（辰己 保君） そういうふうに答えていただかざるを得ないでしょう。国の責任で何とか全体としてしてもらわなければ、町としてできないという答弁だろうと思うのです。

でも、やはり低所得の財政支援が確か 1,700 万円はいつているとおもうのですよ。それを国保財政支援として国が特別に手当てを講じたりしているお金、その不合理なところに充てれば解決するのです、当面は。だから国に求めていただくとことは

当然必要です。それ自体は否定しません。しかし、町でできることは町でやってほしいということです。だからそういう財源があるならそちらへ、計算したら 800 万円ほどでやれます。だから 1,700 万円が入っているのだったら、その半分でまかなえるわけで、何とか前へ一歩進めていくと。

子どもにまで掛けている状況が本当に、私自身は国にものを書いていかれるのはいいのですが、その前にこの税の仕組みをどのように認識されているかということがまず大事です。ここがしっかりと認識を持っていただかないと、なんぼ県に言っていたいても、国に言っても、やはり「糠に釘」になります。

ですから、町長、本当にこの課税の仕組み、応益割がある。しかも子どもに課税をするという現実、このところについての認識をお伺いしておきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 再度ご質問を賜りました。

国民健康保険は、社会保障の基盤として、その見直しを行う場合は国が全国的に統一した形で実施をすべきものと考えていますので、子どもに係る均等割の見直しについては、県や町村会を通して国へ要望をしているところでございます。

また、町独自の軽減や免除を実施した場合、その財源は一般会計からの繰入金になるものとなります。一般会計からの繰り入れについては、滋賀県国民健康保険運営方針により、持続可能な国民健康保険運営のため、その繰入を解消することを目指しているところであり、町としては県全体の運営方針に基づき、国民健康保険の事務の実施に努めていきたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 確かに、国が一般財源を繰り入れることを非常に制約というか、圧力をかけているのは事実です。

じゃあ、所管に聞くのですが、1,700 万円とかはいつているとおもうのですが、それはそういうものに、一般財源ではなくて交付金なので、交付金をそういうために支援をする、低所得者に支援をする、そういうことに流用できないのかどうか、答弁をいただきます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） お答えいたします。

交付金自体が入っている事実はございます。それについては国保の特別会計で基金

へ積みせていただいて、皆さんの軽減に充てていくという趣旨の中で現在調整をさせていただいているところでございます。

議員がおっしゃった部分に対しての内容については、やはり国等に要望している中で、そういう財源を使っていいというようなお話があればまた別ですけど、現在のところは、今、町としては、それを活用しての子どもだけ限定ということは考えていないということで、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） とりあえず交付金を困窮世帯へ充てると、仕組上、今の答弁をそのまま図式にいくと、じゃあ、それを特別会計に入れたと、入れたけれども、加入者の皆さんが潤うように基金に入れたと。基金に入れたら、それを流用したら、何も一般財源の繰入には当たらないので、そういうテクニックも考えていくと。何としてでも子どもを助けていくと。それは、今その答弁を聞いただけで、十分私、その図式がつくれたわけですから、職員の皆さんも、国は一般財源を使ったらいかんと言うのだったら、一般財源を使わない仕組みを考える、それは当然だと思う。それぐらいして子どもの貧困を救っていくというぐらいの姿勢があつていいと思いますので、これはあくまでも課題を、提案を言っているの、片隅にしっかりと置いてほしい。

要するに200万円以下、ひとり親家庭、その子の子どもが困らないようにしていく、これは行政の仕事だと思っているので、くどいですが、片隅にしっかりと入れて行動を起こしてほしいと、研究をしてほしいという意味です。だめだとシャッターを下ろしたらいかん、シャッターはこじ開けていく、このことが大事だと思います。次の質問に移ります。

では、3番目の質問に移ります。町民の移動手段、町内の巡回バスを含めての支援について。

私は、高齢者の日常生活において、不安を感じないで自動車運転免許証を返納できる環境を整えるべきだと考えています。高齢者がグラウンドゴルフや町内のイベントなどへの社会参加、そして買い物などの外出を行っていただく方が多くなることは、本町にとって喜ばしいことではないでしょうか。

第2次愛荘町総合計画に記載する「10年後、愛荘町がどのようなまちになってほしいか」についてのアンケートでは、「買い物や交通など暮らしが便利なまち」「公共交通機関の充実」が多く寄せられています。

総合計画の基本計画では、移動制約者の日常生活等における移動手段の確保、利便性の向上を図るため、時代に即した新たな交通施策を検討します」と、愛のりタクシーとは別立てで施策目標を掲げています。新たな交通施策として、町内巡回バスの運行や送迎事業の検討が必要ではないでしょうか。

送迎サービス事業は、日本各地で取り組まれるようになってきました。地域まるごと活性化計画の促進に合わせて、本町でも考察されると考えます。そうした事業が取り組めるように、町行政としてソフト面での支援を検討・研究することを提案しますが、行政の見識をお伺いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

現在、町においては個性と魅力あふれた地域づくりを進める中で、地域まるごと活性化プラン策定に向けた支援を実施しており、議員お尋ねの送迎サービス事業も同プランの中で実施いただくことも想定をしております。

地域における送迎サービス事業の実施は、身近な人の生活課題やニーズに沿った運営が容易であり、サービスの柔軟な変化が可能であること、既存の社会資源を活用できるため費用負担を抑えられるといった利点があり、町としても積極的に支援をしてまいりたいと考えています。

一方で、地域で送迎サービス事業を実施するにあたっては、クリアすべき法規制や事故の場合の保障がわからないというように、どのように地域が取り組んでいけばよいか手順が不明といった声があることも承知をしております。

町職員が地域の中に入って、法令や損害保険制度についてわかりやすく説明するとともに、既に送迎サービス事業を始めている町内2自治会の先行事例や具体的な手順を紹介するなど、積極的に地域での取り組みを支援してまいりたいと存じます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 積極的にどのような支援策ができるかということに取り組んで、答弁から察するに、取り組もうとされているのか、取り組んでおられるというふうに解釈をしておきます。

それで、やはり送迎サービスの場合はいろんな動きが生じてきます。ですから、いろんな課題が生まれてくるんだろうと思いますので、十分、担当課を中心に相談に乗って、町としてどういうものが必要なのかを先行をしてほしい。つくられて、何が必

要なのかではなくて、町長の答弁でも既に実施されている地域があるわけですから、とりあえずは送迎サービス事業が実施されているのだったら、それに問題が起こらないように、ボランティア活動が本当にそのままその善意が守られるような、早くフォロー、支援体制を確立してほしいということを要請・要望して、次の質問に移ります。

4番目の質問に移ります。「住宅省エネ等改修補助事業」を住宅リフォーム助成事業に変更することを求めます。

本町が取り組んでいる「住宅省エネ等改修補助事業」は、そもそも住宅改修全般を対象にした事業として出発したのですが、その事業が一旦頓挫して、改めて省エネルギー改修に限定して補助事業が取り組まれるようになりました。

今般3月議会において「愛荘町中小企業・小規模振興基本条例」を提案されます。当該条例を具現化するためにも、住宅改修全般の補助事業として実施されることを求めますが、答弁をお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

平成21年度に緊急経済対策として町内産業の活性化とそれによる雇用の安定を図るため、町内に本社を有する法人または個人の施工業者を利用して住宅の修繕・補修工事などを行う場合に、経費の一部を補助する住宅リフォーム促進事業制度を創設しました。当時の制度は、省エネ改修には特化しておらず、広く住宅のリフォームに対応した制度であったと認識をしております。

平成24年度に現行制度の「愛荘町地域活性化住宅省エネ等改修事業補助金交付要綱」を制定し、新しい補助事業をスタートさせていただいております。その後、対象工事の拡大を実施させていただきながら、制度の利便性の向上に努め、平成28年度においては、潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリット給油機）の3項目追加し、対象を広げ、より補助を受けやすくさせていただいたところであります。

今年度は、交付決定件数が27件、交付決定額は400万円、総工事費につきましては5,000万円を超えており、前年度より増加しております。新年度においても現状の対象工事を踏襲させていただき、町内の中小企業振興と地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えており、本年度と同様の事業規模を予定しております。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 答弁のとおり、そのように再出発をして、拡大は確かにしていただいているのです。

しかし、皆さんもご存じのように、景気が右下というか下がっていて、どう浮上させるかということで躍起になっていると。黒田総裁も公定歩合の率を下げようかという検討までしかけているという状況になっています。こうしたところにこうした地域振興の条例を提案されようとしている。やはり私は、もっとこの制度がいろんな業者の人、きれ目ない使い方ができる、そのようにしてもいいのではないかなど。確かにこういうふうに進めて広げてこられたことに対しては評価をします。評価をするんだけど、今はそうではなくて、町に行って、こんな改修をしたいのだけれどという補助金申請をするというふうに持っていかないと、限定的に、やはり中小事業者が潤うだけでは、今の景気を浮上させていくというふうにはならないと思っています。

ですから、私がこれが最初にできた時に、3月の定例会の終わってから6月から出発するようにしていきたいというふうな報告をもらったことがあるのです。ですから、この3月中にそういう決断をしていただいて、募集要項を変えていただければ間に合うので、そしてその当ても1千いくらの補助金で1億円からの経済効果を作り出したという、それと同じようには今いきません。状況が違いますから。でも、ささやかな支援策になるんだということで拡大をしてほしいと。もうそういう制約は、当然、科目にはいろいろと事業名を入れるだろうけど、窓口はもう改修工事に対して助成するという制度に、まだ間に合うのでやってほしい。町長、改めてその決断を求めておきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

愛荘町地域活性化住宅省エネ等改修事業については、要綱において、町内に本社を有する法人業者または住所を有する法人格を有しない個人業者による施工を対象としているところであり、町内中小企業・小規模企業の振興にもつながっていると認識をいたしております。

これは本議会に上程をしております「中小企業・小規模企業振興基本条例」の趣旨にも合致するものであり、引き続き本制度を継続してまいりたいというように考えております。

また、その他の中小企業等の振興策につきましては、愛荘町商工会をはじめとする

各関係機関と連携し、施策について検討してまいりたいと存じます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 今の状況でも地域振興策にならないというわけでないので、本当に広く、そこを今支えにいてほしいと。このまま景気が悪くなっていけば、本当に大変な事態をつくり出すので、勇断をしてほしいということなんです。

今一度、わずか上限20万円ですから、それでいくつも口が出てくればいいわけで、上限を変えようということをしなくてやればできることで、しかもそれが1,000万円、今400万円ですから、わずか600万円を積んでも問題ないと思います。ですから、今一度検討していただくように申し添えて、次の質問に移ります。

最後の質問にします。山川原消防詰め所の設備工事について。

山川原消防詰め所の新築に際して、下水道宅内枘や上水道止水栓が設置されていないことを12月議会で指摘しました。事業の目的達成の観点からも、町の責任で改善されることを再度求めますが、答弁をお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ご答弁申し上げます。

山川原消防団詰所につきましては、12月議会でもご答弁させていただいたところでございますが、地域総合センターの建物の一部を貸し出しておりましたが、山川原地域総合センターの改築工事に合わせ、自治会が自ら負担して新築をいただいたところでは。

下水道および上水道の接続につきましては、従来より一体的な利用がなされていたことから、設備については量水計を設置し、使用された量に応じて上下水道の使用料金を自治会でご負担いただくよう調整したところです。自治会が消防団詰所を自ら設置いただくことを基本に進めてまいりました。

議員のご指摘は、上下水道の設置に関して不完全であり、町の責任で追加工事をして分離をし、自立を貫徹すべきとのことですが、自治会が消防詰所を自ら設置いただくことを基本に、上下水道の使用料についても自治会自らがご負担いただくよう協議をしたところであり、現時点では改めて工事を行うことは考えておりません。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） この件については副町長とカウンター越しに話をしています。それでその時に、工事費が高つくというところで、そういう次元の話ではないと

いうふうに私は言いました。

自立した、独立した建物であるわけで、「いや、料金はいただきますので」と、12月議会の質疑答弁を繰り返しますと、私はマンションに住んでいる、メーターごとに料金を払うと、確かにそういうシステムはあるわけで、集合住宅は、ですから同じことであろうということを私は言っているわけです。間借りのことを行政が容認していいのか、黙認・追認していいのかということですよ。

もっともと言えば、今、新しい建て替えた時に、料金をいただくのだからいいのだったら、隣の屋敷で、うちのところへ引っ張ってもらって、道を割るのは高くつくから隣の家から引かせてほしいと。そこに量水器をつけからいいわと、そんな話が通りますかということをやっているわけです。道を割れば20何万円とかかかりますから、それが大変だから、ちょうど敷地の隣にメーターがあるから、そこからうちも引かせてよ、ここにメーターをもう一度付けるから、量水器、という話をあなた方は行政自らがこれを黙認・追認するのですかという話ですよ。これを容認するなんて、とんでもないことをあなた方はやっているんだということを、土台の話が違う、次元の話が違うよ。副町長にそのように指摘しました。

副町長、改めて、あなたとカウンター越しでしゃべったわけですから、改善を私は、行政の責任で改善しなさいと、もう自治会の責任ではないのですよ、あたり前の仕事をしなかった行政の責任なんです。それをしない、ずっとこれからしないのですか。じゃあ、それを知った、こうやって問題にしているのだから、町民さんは知っていきますよ。知った町民さんはどのように行政に言いますか。あなた方はどんな説明をするのですか。説明できないことをやっていて改善しないなんていうことは、私はけしからんと思いますよ。やっぱり改善すべきだと思います。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田政則君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今回、山川原地域総合センターの改築工事に合わせて、自治会が自ら負担をして新築をいただくというところでお話を進めさせていただきました。今回、上下水道料金については使用料に応じてご負担いただくということで協議を進めたというところでございまして、現時点で改めて工事を行うということは考えてございません。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 「現時点では」という答弁だった。何度も言うけど、現時

点であろうが、それを口実に、それで棚上げして、1年過ぎ、2年過ぎ、するのかという話。要するに地元の協議をしたんです、地元の負担をいただくのです、それを否定もしていないのですよ。間違った工事をしたから町の責任で工事をしなさいと言っているのですよ。料金は払うと自治会が言っておられるのに、なぜそこでややこしい議論をするのですか。素直にそのまますればいいのです。今の時点では考えてないとか、関係ない。はっきりと行ってはならんことを行政がやっているということ、その認識を持つ。持たないのだったら厳しく批判して、一般質問を終わります。けしからん、行政姿勢は。

○議長（竹中秀夫君） これで一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は、3月6日9時から本会議を開催いたします。

本日はこれでもって延会をいたしたいと思います。大変ご苦勞さまでございました。

延会 午後4時57分